

平成29年第2回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成29年3月6日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成29年3月7日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君       |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君      |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君      |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君       |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君       |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 町 長     | 吉田隆行君 |
| 副 町 長   | 岡崎泰充君 |
| 教 育 長   | 枝廣泰知君 |
| 技 監     | 藤原博明君 |
| 総 務 部 長 | 新木之博君 |
| 民 生 部 長 | 奥至雅君  |
| 教 育 次 長 | 河本和彦君 |
| 総 務 課 長 | 大畠英司君 |
| 企画財政課長  | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長  | 中村輝彦君 |
| 民 生 課 長 | 高橋蔦江君 |

|            |             |
|------------|-------------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君   |
| 環境防災課長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 産業建設課長     | 西 谷 伸 弘 君   |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕 美 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君   |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君     |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 中 村 政 愛 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |       |         |                                         |
|-------|---------|-----------------------------------------|
| 日程第 1 |         | 「一般質問」                                  |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について」 |
| 日程第 3 | 議案第10号  | 「坂町有住宅設置及び管理条例の制定について」                  |
| 日程第 4 | 議案第11号  | 「坂町循環バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」          |
| 日程第 5 | 議案第12号  | 「坂町特定個人情報保護条例の一部改正について」                 |
| 日程第 6 | 議案第13号  | 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」            |
| 日程第 7 | 議案第14号  | 「坂町税条例等の一部改正について」                       |
| 日程第 8 | 議案第15号  | 「坂町介護保険条例の一部改正について」                     |
| 日程第 9 | 議案第16号  | 「坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」           |
| 日程第10 | 議案第17号  | 「坂町町道の構造の技術的基準等を定める条例の                  |

一部改正について」

|       |        |                          |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第11 | 議案第18号 | 「平成29年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第12 | 議案第19号 | 「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第13 | 議案第20号 | 「平成29年度坂町下水道事業特別会計予算」    |
| 日程第14 | 議案第21号 | 「平成29年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第15 | 議案第22号 | 「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(中村政愛君) 皆様、改めまして御起立ください。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(中村政愛君) 着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。皆さん、緊張したんですが、笑顔でお迎えいただきましてありがとうございます。

定例会も、本日、2日目になります。きょうは一般質問ということでございますけれども、昨日と傍聴席はがらっと変わりました、たくさんの方々がおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

また、小屋浦小学校6年生の皆さんは、大切な時間でございます。しっかり学習をして帰っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、議員の皆さん、また、行政の皆さんには、発言が傍聴席に背中を向けておりますので、非常に聞きにくい部分があるかということをお聞きしておりますので、きょうは元気に大きな声でひとつよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から12問の質問事項が通告されております。それでは、順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「高齢者の運転免許自主返納支援事業」について質問願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「高齢者の運転免許自主返納支援事業」についてお伺いします。

近年、交通事故件数が減少する中、高齢運転者による加害事故はますます増加し、全国でアクセルとブレーキを踏み間違えた重大事故が報道されるなど、高齢運転者の交通安全対策が重要課題となっています。

政府においては、認知症対策を強化した改正道路交通法の円滑な施行に万全を期するとともに、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進めていくとしています。

こうした中、政府や自治体、警察は、関係機関、団体などと連携して高齢者の運転免許の自主返納を推し進めています。返納の際には身分証明書として使うことができる運転経歴証明書が交付され、高齢者が運転免許自主返納サポート加盟店などで提示することにより、特典を受けることができます。

また、公共交通機関が十分でない地方では、高齢者が買い物などに行くにも車がないと不便との声も多いことから、車にかわる公共交通の費用を補助する自治体もあります。

坂町においても、高齢者の運転免許自主返納支援事業の導入が必要と思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「高齢者の運転免許自主返納支援事業」の件についてお答えをいたします。

高齢者の運転免許自主返納制度は、高齢者が関連する交通事故が多発したことから、平成10年に道路交通法の一部改正により制定をされました。

現在、この制度により運転免許を返納された高齢者には、警察において、公的身分証明書として使用ができて、有効期限を無期限とする運転経歴証明書が発行されるなど、自主的に返納しやすい環境が整えられているところでございます。

一方、高齢者が関連する交通事故、事件は依然として多発をしており、高齢者ドライバーに対する取り組みが喫緊の課題となっております。

このような状況の中、広島県で策定をされた平成28年度から32年度を計画年度とする第10次広島県交通安全計画では、高齢運転者支援の推進を掲げ、運転に不安を有する高齢者等が運転免許を返納しやすい環境を整備するとともに、市町による支援継続可能な地域交通網の形成に資する地域公共交通の整備・拡充に努めるとしております。

御質問の、坂町においても高齢者の運転免許自主返納支援事業の導入が必要ではについてでございますが、本町におきましても高齢者が関与する交通事故は後を絶たず、高齢者の運転免許証の返納は、高齢者の交通事故防止につながる有効な手段の一つであると考えております。

このため、現在、第10次坂町交通安全計画を策定中でございますが、公的身分証明書として使用できる運転経歴証明書制度の周知を図るなど、高齢運転者支援の推進を盛り込み、積極的に取り組んでまいります。

なお、運転免許を返納された方だけが公共交通機関の割引を受けられるのは公平性に問題があるため、現在のところ、本町独自の割引等の支援につきましては考えておりませんが、坂町循環バスの運行により、充実した地域交通網の整備・拡充に取り組んでまいります。

具体的には、来年度、小型車両を導入し、交通空白地域であった上条地区まで路線を延伸するとともに、既存の3路線の見直しを含む試行運行を行い、町民、利用者等から御意見をお聞きをし、地域住民、特に高齢者を初め交通弱者の方々の利便性が図れるよう検討してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 高齢者の方が運転に不安があると、交通手段には不安があるが、交通手段には車は欠かせない、家族からは事故を起こす前に免許証を返したほうがいい、自分も事故を起こす前に返納したほうがいい、そんないろいろな声を聞き、質問いたします。

県内における高齢者運転免許自主返納の取り組み状況及び返納支援をされている市町を把握されていたら聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

県内で2市1町で市民バス回数券やタクシー利用助成券などを配布するなど行っておるようです。

広島県におきましては、ホームページによりまして、県内のタクシー会社等の交通機関による支援状況の一覧を紹介されているようです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） それでは、坂町における高齢者の事故状況をわかる範囲でお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

過去3年の平均で申しますと、事故全体に対する65歳以上の高齢者の割合は約15%となっております。

ちなみに、県内全体の高齢者の割合は約34%というふうになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 幸い重大な事故は、現在、起きてないと聞いていますが、事故が起きての対策は悔やまれます。悔やむことないようにしていただきたいと思えます。

次に、答弁にもありましたが、第10次坂町交通安全計画では、高齢運転者支援の推進を盛り込み、積極的に取り組むとしていますが、具体的にはどのように取り組まれるのでしょうか、そこをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

答弁にもございましたが、公的身分証明書として使用できる運転経歴証明書制度について、広報、ホームページ等でPRするとともに、自動車等の運転に不安を抱えている高齢者の方が免許を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関や交通安全協会などと連携を図って、坂町循環バスなどの公共交通網の整備や拡充に努めます。

それと、高齢者向けの交通安全教室などを行って啓発してまいりたいと考えており

ます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） ありがとうございます。よくわかりました。

次に、答弁では、自主返納した方に対して何らかの割引や優遇措置は現在のところ考えていないとのことですが、坂町では町内循環バスの利用者のさらなる利便性の向上を図るため、4月から試行運転が開始されます。高齢運転者の生活を支える一番の交通手段と思いますが、今まで循環バスを利用したことのない人が、バス回数券を支給することにより、バスに乗ってみよう、こんなに便利だなというような、乗ってみようというきっかけづくり、これは何でもきっかけづくりが大事じゃないかと思うんですが、そのところはどう思われますか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） お答えいたします。

現在、循環バスにつきましては、4月1日からの試行運行を控えておまして、これは従来のこれまでの循環バス、乗ってるお客様の数がだんだんと減ってきてまいってまいって、そこらをいかに改善していくかということで、昨年度、循環バス検討委員会というものを立ち上げまして、ルートの変更ですとか、便数をよく乗る時間帯に持ってくるだとか、さまざまな改善策を皆様方から意見を頂戴しながら練り上げた試行運行を開始しようと思っております。

そこで、主枝議員さんがおっしゃったように、きっかけづくりが重要でして、4月1日に向けて地元説明会を3地区にわたって既に開催しておりますが、それまで以上にホームページですとか、広報誌ですとか、積極的にPR活動を現在行っているところです。それらにも加えて何かいいアイデア等があれば、逆に教えていただきながら、皆さんが乗っていけるような循環バスにしていきたいと思いますので、御指導方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 同じ質問にはなるんですが、幾ら便利になっても、乗ってみると便利かどうかわかりません。そのために、バスに乗ってみようという、何でもきっかけづくりなんです。きっかけのためにバスの回数券を支給してほしいと思うんですが、同じような質問で申しわけないんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはわかるんですけども、全てが無料、ただい
のはやはりよくないと思うんです。高齢者であられようと、どなたであられようと、
やはり、ある程度、利便性をここで提供されて受益を受けるわけでありまして、最
低限の受益者負担をしていかないと、行政全体もそういうことも全てがそういう形に
なったら、なかなか坂町自体が成り立っていけないようなことになる、将来的にはで
すよ、今すぐはないと思うんですけど、おそれもあるわけでありまして、そこらはお
互いに強調しながら、協力しながら、この循環バスを多くの皆さんに便利に活用して
もらう、そういうふうな方向で議会、あるいは多くの町民の皆さんと考えていって、
いつまでもこの循環バスが多くの皆さんに愛されていただけるような、そういう環境
づくりに皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「みんなで健康・体力づくりのさら
なる推進を」について質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「みんなで健康・体力づくりのさらなる推進を」の件につ
いてお伺いします。

坂町における保健事業は、成人、高齢者の生活習慣病や認知症の予防、身体機能の
維持を目的とし、坂町の豊かな自然や四季を感じることでできるみんなでウォーキン
グや、100万歩歩いて元気になろう会、水中ウォーキング教室、筋力アップ教室な
どの体力増進のための事業の充実に努めておられます。

しかし、現在、行われている事業は、町内各施設に出向くことが基本となっている
ために、参加できる人の範囲が限られているのではないのでしょうか。

平成22年に町制施行60周年記念行事として実施されたラジオ体操は、夏休みに
小学生が活動するイメージですが、町内各公園などで個々に集まり、行っている地域
もあります。そのラジオ体操のような健康体操を時間や方法を考慮し、町民が身近な
地域で参加できる事業も必要と考えます。関係当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「みんなで健康・体力づくりのさらなる推進を」の件について
お答えをいたします。

近年、高齢化が急速に進む中、町民一人ひとりが健康で自立した生活を送ることができる期間を延ばすことが健康づくりの目標の一つであり、そのための知識や技術を学び、主体的に健康づくりに取り組んでいただけるよう、本町では第2次健康さか21に基づき、保健センターを拠点として、健康教育、健康相談、訪問指導を行うとともに、バランスのとれた食生活や適度な運動習慣が生活習慣病に深く関与していることに着目をした保健事業を展開をいたしております。

この保健事業として、町民センター、各地区のふれあいセンターでは、健康運動指導士等の専門職が指導する100万歩歩いて元気になろう会や筋力アップ教室を開催し、海洋センターではプールを利用した水中ウォーキングを、また、ウォーキングコースを最大限に活用した産学官連携によるようよう坂町ウォーキングを毎月開催するとともに、健康的なウォーキングを習慣づけていただくためのみんなでウォーキング事業にも取り組んでおります。

御質問の、町民が身近な地域で参加できるラジオ体操のような事業が必要ではないかでございますが、本町では今年度から介護予防を目的としたいきいき百歳体操の啓発を広島県とともに取り組んでおります。

この体操は誰もが気軽に行うことができ、日常生活に必要な筋力の向上効果を実感していただける体操で、住民が歩いていける範囲内に通いの場を設け、住民が主体となって運営していただくことで、自らの健康は自らが作り守ることの自覚と実践意欲を持っていただくことを目的としており、今年度は、昨年11月からモデル地区となる1地区で毎週1回実施されております。

来年度には、さらに5地区での開催を計画をいたしており、身近な地域での実施に取り組んでまいります。

また、現在、坂町歌に合わせ、高齢者の方にも無理なく実践でき、ストレッチや筋力アップにも効果がある体操を健康運動指導士の監修により考案中で、でき上がりましたら、ふれあいサロンや地域の通いの場、スポーツイベント等の準備体操などにも広く活用していただきたいと思っております。

これからも住みなれた地域で元気で自分らしい暮らしを続けていただけるよう、町民の皆様の健康寿命の延伸に向けた取り組み、支援を行ってまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 現在、行われている事業は、ウォーキングを中心に筋力アップなどですが、中でも私は水中ウォーキングに注目しております。それ以外の事業は年間を通して行われているのに、この水中ウォーキングは夏季のみということがちょっと残念でなりません。これはちょっと前置きです。

それぞれの事業ですが、参加者の声を聞くと、楽しみで参加しているんですよという声がよく聞かれます。リピート率も高いようですが、参加者の人数が固定化しているのではないのでしょうか。内容の充実や、しっかりと広報をして、参加者増員に向けて考える必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

今、行っております事業につきましては、大体40歳以上の方を対象といたしております。健康診断を受けていただいた後、そういった指導が必要な方に個別にお声かけをいたしましたり、お知らせを送らせていただきましたり、広報、ホームページ等での啓発も行っております。

この3月号の広報にも、100万歩歩いて元気になろう会、また、食生活改善推進員による料理教室等の御案内も発信をいたしております。引き続き、そのような形で発信をさせていただき、啓発を行ってまいりたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 今の答弁にありましたように、これからもどんどん発信していただいて、増員に向けて、みんなで元気になれるような体制を整えてほしいなと思います。

次に、県が推奨しているいきいき百歳体操ですが、自らの健康は自らがつくり守ることの自覚と実践意欲を持っていただくということを目的とされているという答弁でしたが、どのような効果があるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

このいきいき百歳体操は高知市で始まったものでございます。体操の内容は理学療法士が考えております。効果といたしましては、週に1回、30分程度の筋力をアッ

プさせる運動をすることによって、筋力の維持、向上が見込めるものでございます。

具体的な効果につきましては、坂町では、昨年11月から始まりまして。3カ月後、まず1回、体力測定をしてまいるのですが、坂町における体力測定はこの3月末を予定しておりますので、他市町の効果を少し御紹介をしたいと思います。

高知市におきましては、67歳から94歳までの方20名が参加される中、3カ月後の効果といたしましては、このいきいき百歳体操は手とか足に少し重りをつけて筋力を向上させるものなのですが、膝を伸ばす筋力が、開始当初は6.8キログラムの重りをつけてやられた方が、3カ月後、16.1キロ、9.3キロの重りをつけても同じ動作ができるようになったという事例もございます。

また、5メートル歩行をはかるのですが、97歳の女性の方が、運動をする前は、5メートル歩行するのに9.2秒かかっていたのが、3カ月後には3.3秒になったと。これは、横断歩道を渡るのに、1メートルを渡るのに、やはり高齢者の方は1秒ずつで渡られると、横断歩道を渡り切れるというようなことも出ておりますので、そういった歩行の効果もございます。

また、この今の97歳の女性の方は、シルバーカーを押して歩かれていた方でしたが、自力の歩行が可能となったということがございます。

さらには、基礎代謝の向上とか、御本人が、私は元気になったんじゃないかなとかという、自分の心の中で感じることもできたというのも、この効果ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 坂町の効果は3月末にということなので、町民の皆さんにこういう効果があるんですよと、どうぞ参加してください、どうぞやってみてくださいということも広報していただきたいなと思います。

今みたいに、百歳体操のように高齢者に向けた事業というのもすごく大切なことだと思いますが、それ以前の、高齢者予備軍である若年層や中年層に向けた体力づくりへ向けた取り組みというのも必要ではないかと思うんですが、どのように考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

若年層の取り組みといたしましては、幼児からございまして、幼児を対象とした触れ合い体操教室であるとか水泳教室、また、小学校1年生から3年生までの水泳教室とか放課後子ども教室などを、今、実施しております。

また、各スポーツ少年団でも健康づくり、体力づくり等に励んでおる状況でございます。

大人のほうも、町民センターで開催する講座で、ヨガであるとか、ピラティスであるとか、フラダンスなどを開催し、そこから、講座から自主グループへ発展したという例もございまして、健康づくりのほうに励んでおられます。

また、専門種目をされる方は、体育協会の各部で活躍されている方もたくさんいらっしゃいますし、また、幼児から高齢者の方まで幅広く参加できるものとしたしましては、やっぱり坂町の悠々健康ウォーキング大会であるんですけども、これはイベントとして実施しておりますけども、やはりこれもそこから第一歩としてウォーキングを始めて健康づくりをしていきたいと思いますというきっかけづくりでもあるんですけども、また今後とも、そういった自主的に健康づくりへ励んでいただけるようなきっかけづくり、講座であるとか、そういった取り組みをしっかりとやって啓発していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 健康については保険健康課、生涯学習課と連携をして、良いものは両方で取り入れるという形で、今までどおり啓発に力を入れてほしいなと思います。

先ほど質問でお話しさせていただきましたが、ラジオ体操は多くの人知っている体操であって、これを推進することで、子供から高齢者までの健康に向けた啓発へつながるのではないかと私はずっと長い間ちょっと考えていたんですが、平成29年度の町長施政方針にも答弁にもありました。坂町歌を取り入れた健康体操を発案中だということ。これは独自性がある素晴らしい発案だと思いました。完成予定というのは、見込みはいつごろなのでしょう。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

今現在、健康運動指導士が考案中のものを、2月の末に一度、確認をいたしております。

ますが、それを当町の保健師と職員等を含めまして再考案いたしまして、再度、健康運動指導士のほうに再考案するように返しているところでございます。

高齢者だけでなく、若者から中間層、それと高齢になっても、それぞれの年齢で体操をしていただけるような、いろいろなパターンを考案しております。準備運動でありますとか、筋力アップでございますとか、そういったものも考案いたしておりますので、完成予定につきましては、一応、年度末を目途にはいたしておりますが、もう少しお時間をいただいて、さらなる内容にさせていただきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） すごく楽しみにしております。出来上がりましたら、町民の誰もが、日常、いつでもどこでも行える環境を整えてもらって、地域で声をかけ合い、互いを見守りながら、心も体も健康で長生き、健康寿命の延伸につながるような体操の普及啓発に努めていただくための方法みたいなものも考えていただきたいと思います。ですが、どのようにお考えですか。これは、奥部長、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えいたします。

健康体操というのは、それもそうなんですけど、健康づくりに関するさまざまな事業については、先ほど町長の答弁にもございましたように、やっぱり町民の方々が自らの健康は自ら守るんだというような意識を持って取り組んで進めていくことが、啓発であるとか、そういうのは健康増進につながる重要なポイントであるというふうに考えております。

そういう意味で、健康体操もそうなんですけど、町長の答弁にもありましたように、ふれあいサロンであるとか、地域での集いの場、あるいは各種スポーツイベント等で始めていただいて、それが、先ほど課長にも答弁ありましたように、それがすごく健康にいいんだということを皆さんに知っていただきたいということで、これを今後ずっと続けていただきたいと思っておるんですけど、すぐにはなかなか効果はあらわれないこともあると思いますので、その辺を踏まえて根気よく続けていただくことが健康につながっていくというふうに考えております。

甚だもとらぬ回答ではございますが、以上でございます。

○4番（中川ゆかり議員） ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「発達障害を持つ人への就労支援について」質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「発達障害を持つ人への就労支援について」お伺いします。

発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他、これに類する脳機能の障害であって、その症状が、通常、低年齢において発現するものとして政令で定めるものを言いますと定義されており、同法は2016年5月に法改正され、支援施策の充実が一層求められている分野と言えます。

この改正で、今回、特に注目したのは、支援を社会的障壁を除去するために行うことと、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援、国及び都道府県は就労の定着を支援すると明文化された点についてです。

乳幼児期及び高齢期は幼保小中学校及び介護保険などの活用で比較的介入する機会がありますが、中学校を卒業後の就学、就労という段階では接点を持ちにくい現状があります。

そこで、坂町で本法の対象となる方々がどのぐらいおられるのか、また、就労支援はどのように行われていて、今後、どう展開していくのか、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「発達障害を持つ人への就労支援」についてお答えをいたします。

発達障害は、平成17年施行の発達障害者支援法において、その定義が法的に規定をされるとともに、支援の必要性について明確化されました。

さらに、平成28年5月の法改正において、社会的障壁の除去の規定、国、都道府県による就労定着の支援等7項目が加えられました。

坂町では、社会的障壁の除去については、発達障害者が地域社会で共生するために、社会における適切な支援と正しい認識や理解の普及が重要と考え、現在、発達障害の正しい認知と理解のための住民等への研修や、障害者親の会の支援、保育園等への巡回支援専門員の派遣、小学校に特別な配慮が必要な児童を支援する通級指導教室の開設等を実施をいたしております。

御質問一点目の、坂町で本法の対象となる方々がどのくらいおられるのかでございますが、現在、発達障害と診断され町に登録をされている方は、18歳未満の方が41名、18歳以上の方が19名の合計60名で、そのうち、就労されている方が10名おられます。

御質問二点目の、就労支援はどのように行われて、今後、どう展開していくのかでございますが、現在、学校卒業後の障害者の就労支援については、ハローワークや広島県発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センターが中心となって実施をいたしております。

町に就労の相談に来られた場合には、一律にハローワークを紹介するのではなく、状況をしっかりお聞きをし、その人が具体的に、いつ、どのような場面で困っているのか、その困りごとを解消するための適切な支援は何かを確認をし、就労支援に関する障害福祉サービスの利用案内や支援機関についての情報提供等、個別のケースに応じた対応を行っております。

今後も、県、ハローワーク等との連携を強化をしながら、相談に来られた方が何を求められているか、相手の立場に立って耳を傾け、適切な就労支援となるよう取り組んでまいります。

引き続き、障害のある人もない人も、誰もが家庭や住みなれた地域の中でともに生活を送れるまちづくりを目指してまいります。

御理解、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 発達障害者支援法に基づいてというところで、さまざまな取り組みを町のほうでされている状況がうかがえて心強い思いをいたしております。

そこで質問なのですが、先ほどの答弁でありましたように、地域住民へだと思っておりますが、発達障害の正しい認知と理解のための住民等への研修というものがございました。これの対象者とその内容をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えします。

まず、発達障害者の研修会なんですけど、今年度、既に2回開催しております。

1回目が発達障害者啓発講演会ということで、中谷美佐子先生をお迎えし、もっと笑顔が増える子育てということで、住民の方に向けての研修をさせていただきました。

一応、このときの参加人数67名出席していただいております。

もう一つ、2月24日に、もっと知りたい発達障害ということで、実際に発達障害はどういうものかということを実践していただくということで、目にゴーグルをし、耳にヘッドフォン、それとマスクという形で、皆さんが障害というのはどういうものなのかということを実際経験しながら、歩いて行動する、紙をクリップでとめるとか細かい作業をして、非常に苦勞をして生活をしているんだという認識もとの研修を実施いたしました。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 日常生活で非常に苦勞があるというところを一般の住民の方にも体験していただけたというところで、非常によい研修なのではないかとすごく思いました。

そこで質問なのですが、住民の方への研修というところで、今、小学校、中学校への発達障害児への支援というところで非常に取り組みをされているところだとこの答弁を聞いて思いました。ですので、小学校、中学校の保護者の方へも積極的に発達障害とは何なのかというところを、自分の子供に関係なく知っていただけるような普及啓発というものを、今後、ますます取り組んでいただけることを期待しています。

そこで、例えば小学校、中学校の学習の支援についてなのですが、普通級であっても、例えばアイパッドを導入して、学習の困難さを解消するためにさまざまなアプリを利用しながら、普通級でほかの児童生徒とともに学習をしていくという取り組みをされている自治体も少なくないと思います。坂町においてはそのような導入の検討はなさっているのか、そのあたりのことをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今、言われたように、個別のケースに応じて考えていくわけですが、発達障害傾向の子供さんがおって、黒板を写すのが、これが時間がかかるといような場合には、黒板を機械によって書きとめるような方法を検討しているところでございます。

それについては、その対象の子供さん以外の子供についても、こういうことだからという理由をしっかりと理解させた上で、また保護者のほうとも協力をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 検討されているということで非常に心強く思いました。

そこで、子供たちの成長というのは、私が言うようなことでもないですが、我々大人と違って、一日一日、ものすごいスピードで、すごい膨大な量の情報を収集して学習をしていっているところだと思います。そういう児童生徒は、一日一日がやはり勝負だと思いますので、導入に当たっては、一日も早い導入日を迎えられることを切に願うところです。

支援というのは、保護者ですとか、その家族ですとか、そういったところの希望が一番なのではなくて、やはり当事者、児童生徒本人の利益を最大限守ることがやはり必要であると思いますので、その点のところもよろしくお願ひしたいところです。

続いての質問になりますが、答弁で言われたように、発達障害と診断され、町に登録された方の人数をお答えいただきました。これは登録されているというのは何に登録されているのかというところと、登録されていない方の現状の把握の方法についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蕙江君） 今回、説明させていただきました61名の方なんですけれども、何らかの支援を受けるために町に来られている方が61名になっております。それ以外の方に関しましてですけれども、それ以外の方、できるだけ発達障害について知っていただきたいというのは、先ほどの講習会等もなんですけれども、2月より広報さかによつばだよりという障害者向けの広報ページを1ページつくりまして、皆さんにこういうことはないですかとか、困りごとをできるだけうちに寄せていただくことが重要と考えております。障害のことを知っていただくというのは、皆さん、すごく難しいことだと思っていらっしゃると思うんですが、障害というのは、困っている人がいるとどうやって助けてあげようということだと思っています。障害に対して、困っているのは本人がそうなんです、本人は幼少期からずっとその状況で気がつかないことが非常に多くあります。そのために保育園に指導員、専門家を入れて指導をしていただく、学校もそのような指導をしていただくという形にしております。

また、地域の方も、この子はという形はあるかもしれないんですが、ただ一番不安に思っているのは保護者の方だと思っておりますので、今年から、保護者に対してどのように支援をするのかというのを、実際にペアレントトレーニングという方法を取り入れて、子供の声かけであったり、対応の仕方を少しずつ学んでいく機会をつくりた

いと思います。

また、ここにいらっしゃる会場の方に一つお願いがあるんですが、やはり地域のつながりが一番重要だと思います。ですから地域で挨拶を交わす、やはり今日は何か寂しそうだったら、今日はどうしたのという一声かけていただくということが一番子育てには重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 挨拶すごく大切だと思います。顔の見えるおつき合いができる地域にしていくためには、私もわずかな力ですが、頑張っていきたいと思います。

では、次の質問なんですが、発達障害がある子供ですとか、大人の人数の把握というものは、把握する過程におけるかかわりが非常に重要で、その中で当事者ですとか保護者の方、あと行政とのつながりというものができてくるものだと思います。今、お答えいただいたように、ペアレントトレーニングですとか、そういったところでより密なつながりができて、個別の支援がより適切なものができていくのだと考えます。

一方で、これまで支援の対象だと認識されていなかった年代の方たちがいるのも事実だと思います。今現在は支援法もありますので、今現在、小学生、中学生の児童生徒は支援の対象だと認識されていますが、現在、20代、30代、40代で、まさに就労支援が必要になってくる年代の方々については、幼少期のころにはまだ発達障害という診断名すらなかった時代を過ごしてこられた方がほとんどになります。そういった方々へのアクセスというのは、例えば広報誌を載せているというものも、興味を持っている方は響くと思うんですが、まず気づいてない、でも生活のしづらさを感じている、例えばひきこもりですとかニートの方の中にも発達障害の診断が出ている方が何%かはやっぱりいるということが、毎年、出ている状況もあります。

そういった中で、そういう就労支援が必要になってくる年代の方々へのつながりづくりのかかわりの取り組みというものは、何かほかにも積極的に行政のほうから考えておられるのか、または、今後、検討されるのかというところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 議員が仰せのとおり、地域でひきこもりになったりとか、就労途中でとまったりされて困っていらっしゃる方というのはいらっしゃると思います。

行政として、その方を調査してぐいぐいといくというのは、その人にとって果たして有効なのかどうかというのが非常に問題になります。体の病気であれば、病院に行

くとか自分の判断ができると思うんですが、心の病気なのか、精神の発達障害であるのかという判断は非常に難しく、やはり今、自分が動かないことがいいという形で立ちどまるのが心の病気だと思います。何かの弊害があつて、どうしても身の危険を感じて立ちどまるのが心の病気と考えているんですが、そのひきこもりの方のところにうちの保健師が行っても、応答してもらえないという形が非常に多い現状がございます。

先ほどからも申ししておりますが、やはり皆さんが坂町役場に来やすい、相談に来やすい雰囲気は町はとっておくべきだと思っております。やはり病気になって、ひどくなったら、皆さん、病院に行く。軽いときには、まだ病院に行かなくてもいいよねという自己判断が病気ならできますが、心の判断はできないということで、今、一生懸命うちのほうが、発達障害についてとか、障害についての周知をしているところでございます。

ですから、皆さんが、自らが、御家族の方、近所の方が町のほうにお伝えいただいて、うちのほうが支援をしていくという形を、今、構築していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 一つ、小中学校から高等学校、また、社会に出ていくというつながりについて説明させていただきますと、教育委員会、民生課のほうでいろいろな事案においてケース会議をとっているのを実施しております。これは発達障害以外の生徒指導上の問題もそうなんですけども、この発達障害傾向の子供さんについて、また、発達障害の子供さんについて、学校のほうで個別的教育支援計画というのを作成しております。これをまた中学校を卒業するに当たってつなげていくということではできないのかなということを思っております。

いずれにしても、教育委員会、それからその先の、将来、民生課にしっかりとつなげていって、合理的配慮がスムーズに行われるような体制を構築したいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） やはり地域で声をかけ合つて、お互いどういう状況なのか知り合える、気軽に教育委員会、あるいは坂町役場に相談に来れるように、関係づくりというものが非常に重要になってくると思いますので、私も地域住民の一人として積

極的に働きかけをしていきたいと思いをします。

では、最後の質問になりますが、当事者の方の働く場、就労の場を確保する、提供するという意味でも、例えば町内の福祉的な事業所への何か業務の委託ですとかというようなところは取り組まれているのでしょうか。あるいはそういった予定はあるかどうかというところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 今、町内の事業所への業務の委託というのは町としてはいたしておりません。

今後についてなんです、今のところ思い当たるものがないんですが、今後について、少しずつ、できるものがあるのかどうかから考えていかせていただきたいと思っています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは、暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時57分）

○議長（川本英輔議員） 小屋浦小学校の児童の皆さん、大変お疲れでした。御苦勞さまでございました。

（再開 午前11時09分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「夕陽を地域資源にした、まちづくりを推進しては」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「夕陽を地域資源にした、まちづくりを推進しては」の件で御質問いたします。

今年、「坂町夕陽カレンダー～夕陽もウオーキングするまち」を発行いたしました。町内外の皆さんから、改めて坂町の夕陽の美しさ、すばらしさに気づいたと好評でした。坂町の夕陽は大海原に沈む醍醐味はありませんが、瀬戸の島々、広島山並みに沈み、身近で親しみのある夕陽です。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、ベイサイドビーチ坂の年間を通じたに

ぎわい創出と交流人口の増加を図るとなっており、平成31年度を目標に利用促進や物販施設などの2施設を整備するとなっています。

また、今年度、ワークショップで魅力向上策などが検討されたようです。

ベイサイドビーチ坂は年間を通じての夕陽スポットであり、夕陽の写真コンテストや夕陽関連のイベント開催や特産品などの開発、夕陽モニュメントや施設整備を図ることにより、にぎわい創出をしてはいかがでしょうか。

愛媛県双海町は「しずむ夕日が立ちどまる町」として夕日日本一のまちづくりを推進し、ふたみシーサイドビーチは夕日をテーマにいろいろな仕掛けで、年間約55万人の観光客が訪れにぎわっています。

美しい坂町の夕陽を、いま一度、見直し、夕陽を地域資源としたまちづくりを推進してはいかがでしょうか。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「夕陽を地域資源にした、まちづくりを推進しては」の件についてお答えをいたします。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、坂町に住みたくなる賑わい創出を基本目標の一つとして掲げ、その施策として、ベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわいの創出と交流人口の増加を図るための方法や施設を検討することといたしております。

このため、町民、商工会、ビーチスポーツ関係者等によるワークショップを平成28年6月から3回開催をし、物販とバーベキューデッキ、ステージと広場、ビーチスポーツ、水上レストラン、レンタルロッジリゾート、遊べるモニュメント、磯公園など、さまざまな知恵やアイデアが提案されたところでございます。

この町主催のワークショップ終了後も、次なるステップとして参加者の多くがにぎわいの創出のための具体的な取り組みについて自主的に協議を重ねており、みなとオアシスベイサイドビーチ坂運営委員会を活用し、ビーチスポーツや音楽・映画鑑賞など、さまざまなイベント活動が企画・実施されています。

議員の紹介されている、愛媛県伊予市双海町では、平成7年にふたみシーサイド公園などの施設整備を手がけるとともに、施設が醸す物語など、リピーターの確保と若者をターゲットとした施設づくりが企画され、人づくり、拠点づくり、住民総参加のまちづくりの実践を通じ、現在では第三セクターが中心となってふたみシーサイド公

園の管理やイベントなどの運営を行っていると同っています。

御質問の、夕陽の写真コンテストや、夕陽の関連イベント開催や特産品などの開発、夕陽のモニュメントや施設整備を図ることによりにぎわい創出はにつきましてでございますが、ワークショップで提案をされたアイデアの中にも、物販施設、ステージや広場といったベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわいのための拠点づくりに関するものが多く寄せられております。

さらなる話題性、魅力アップには、議員御提案の「夕陽」といったテーマ性、ストーリー性も重要であると考えておりますが、この点につきましては、町民の皆様や関係団体、あるいは専門家の御意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、みなとオアシスベイサイドビーチ坂運営委員会の組織を活用し、夕陽に限らず、さまざまなベイサイドビーチ坂でのにぎわい創出に向けたイベント等を今後も支援するとともに、活動拠点として必要となる物販施設等につきましても、国や施設管理者の広島県等関係機関と調整をし、着実な施設整備に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

将来的には、坂町も坂町の持つすばらしい地域資源を活用し、町が元気になるまちづくりにつなげていきたいというふうに考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） なぜ夕陽をとというようなことを考えてみたんですけども、夕陽がきれいなところというのは、西側に開けたところでないといかんわけですね。例えば廿日市とか五日市とか、あっくら辺のほうは東に向いてますからなかなか難しいんで、そうすると、広島県の中でもあんまり、今、数がないという中で、広島県に登録されとる地域資源というのがあるんですが、坂町の場合にはネットワークされたウォーキング道、あるいは車というのがあるんですけども、そういう中に、探してみると、夕陽いうのはないということなんです。それから日本夕陽百選の中に広島県で選ばれとるのは、前も言ったかもしれませんが、原爆ドームだけなんです。

そうすると、広島県ないんじゃから、坂町が夕陽を上げてみてもええんじゃないかとか、いいもん勝ちですから、早いもん勝ちですから。だから夕陽がきれいなんだからということで、ぜひそういうことを取り組んでいただきたいということで質問したわけなんですけど、今月分の広報に、また、今年もカレンダーつくろうじゃないかいう

ような記事がありまして、夕陽の写真を募集しようというようなことなんですけども、こういうことを繰り返しながら、やっぱり町民の認識を深めていくということは大切なんじゃないかと思うわけですし、このベイサイドビーチの年間活用として、今、年間、夕陽が観賞できる場所なんで、やっぱりそれを何か形にしたらええかなど。夕陽そのものは地域資源としてはただですから、ただを活用するというのはお金かからんわけですから、それを上手に活用するというのはええことじゃないかと思うんですよね。

そういう意味で言うと、ワークショップでいろんなアイデアが出りましたが、あれはかなりお金のかかるもんなんで、具体的になかなか難しい。でも、例えばベイサイドビーチの夕陽の写真コンテストをやるにしても、そんなに銭かからんわけですね。そういう形で町民の関心を深めていくことは必要だろうとは思いますが、そこら辺についての町の考え方はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員御提案の夕陽を地域資源にということの中で、確かに地域資源、坂町ではウオーキングとか、そういう町が実施しているものにかかわる、認知されとるという形での登録をさせていただいております。

また、夕陽につきましても、町長の答弁にもありましたように、地域、そういう形の中で、新たにそういう認知されるような事業をどんどん進めていく中で、地域資源としての登録もできるのではないかと。やはり、そういう資源としての取り組み事例を挙げながら、そういった認知されることでの地域資源の登録というふうになると思います。

そういう中で、今、3月にやっとります広報等でも夕陽を募集し、また地域のそういった団体と一緒にカレンダーをつくるなり、そういうふうなもので地域に認知されるような形で、どんどんそういう地域資源としての扱いをしていきたいと考えておりますが、町としましては、ベイサイドビーチの年間を活用したにぎわいづくりという形の中で、やはり双海町にもありましたけど、人づくり、拠点づくり、また、住民総参加のまちづくりというような形でキーワードで動いておられるような状況でございます。

そういう中で、町としてもまず拠点となる施設をベイサイドビーチにつくり、そこからいろいろな施策、取り組みをしていけるという考え方の中で、今回、特にベイサイドビーチへの施設整備を拠点という形で考えておりますので、御理解をよろしくお

願いたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） ベイサイドビーチの物販施設なんですけども、これもなかなかつくるのは、多分、補助金やなんかを使ってみやすい思うんですが、やっぱり維持管理、経営していくという観点からすると、なかなか難しい面があると思うんです。今から具体的にしていかれることだろうとは思いますが、やはりさっき言いましたように、いろんなベイサイドビーチの魅力がある中で、夕陽というのは大きな魅力の一つだろうと思うんで、やっぱりそれをテーマに掲げてやっていくということも必要じゃないかと思うし、もちろん夕陽はベイサイドビーチだけでなしに、今回、カレンダーをつくったのは横浜地区ということで、森山一周道路とか横浜海岸とかが主だったんですが、小屋浦にしても、坂でも、例えば北新地とか芻条とか、あっくら辺から見ると夕陽も非常にきれいだし、例えば頭部の上から見る、あるいは天神堂の上から見る夕陽もきれいだろうと思うんですね。そういう面で言うと、すごく坂町そのものが夕陽に囲まれたすばらしい町だろうと思うんで、それを一つこの中に、将来的には坂町の持つすばらしい地域資源と、地域資源の中でいろいろあるけども、多分、夕陽が一番最大の地域資源じゃないかというような気がして、それを活用して特産品の開発をするとか、あるいはそういういろんなモニュメント、施設をつくるということも必要じゃないかなということ考えております。

それで、前も質問のときに夕陽の観賞場所の看板ですね、今、ふるさと納税で看板を掲げていこうというようなことがありますけども、歴史の看板も確かに必要なんですけども、夕陽観賞の看板もいいことはよからうと思うわけで、そういう中で、夕陽を、さっき言いますように、例えば町としていろいろ町内各団体と協力しながら、意見を聞きながらということがあるんですけども、やっぱり町として、例えば町のキャッチフレーズが、今、潮の香りと緑豊かなというのがあるんですが、これは漠然として坂町の特徴を出してないわけです。だから夕陽がすばらしい、私が考えたのが、ウォーキングの町ですから、夕陽もウォーキングする町というようなタイトルを考えてみたんです。そういう面で、夕陽に対しての取り組みというものを、町としても今まで以上に取り組んでいただきたいということなんでございますけども、そこら辺の考え方はいかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 夕陽につきましては、特に寒いシーズンになりますと、ベイサイドビーチからの夕陽というのは確かに素晴らしいものがあると思います。そういう中で、三、四年前から関係機関といろいろと夕陽を眺望できるスポットをとということで協議をしておりますが、なかなかやはりいろいろなハードルがございまして、特に海でありますので、ハードルがございまして。そこらの整備を、今、させていただいておるような状況もあります。当然、施設は広島県の施設でありますので、広島県を無視してやるということとはできないわけでありまして。そういう中で、今、いろいろ調整をしながら、夕陽を眺められて、なおかつ、ベイサイドビーチ坂の砂浜を活用した広範ないろいろなことに使えるようなスペースにしようじゃないかということで、今、いろいろ前進さすべく努力をしておりますので、そういうことで一生懸命やっておるということで、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 私、ちょっと今日、小屋浦小学校の子供さんが来られとったんで、本当はおられるときに話がしたかったんですが、今、いろいろ子供たちの問題が起こってる中に、そういう自然環境に触れる機会が少なくなっておるという中で、やはり夕陽を拝むと、昔は夕陽とともに電気がないときは寝よったわけですけども、夕陽を拝むというか、夕陽を観賞するという機会が、まず子供さんが、もちろん大人にしてもそうなんですけども、観賞する機会が少ないわけですよ。

最近夕陽を見ながらという形で、例えば幼稚園の子供たちに、そういうことで自然のすばらしさを体験してもらおうというような学習も生まれとるやに聞いております。

だからそういう面で言うと、子供たちにも夕陽を仰ぐ、朝日でもええんですけども、やっぱり夕陽というのは心が非常に落ちつくんで、夕陽を見て一日を終えるということ考えたときに、やっぱり子供のときからそういった教育といいますか、そういうようなものも必要じゃないかなというようなことを考えると、それを例えば教える材料としての施設づくりとかいうことも必要になってくると思うんですね。そうすると、非常に夕陽そのものが広がりを持ってくると。

例えば、今、ビーチで結婚式の前撮りが、最近、非常に多いようなんですけども、例えばサンセットウェディングとか、夕陽を背景にした結婚式というのもあってもええんじゃないかなというような気がしとるわけです。

だから、そういう展開がどんどんどんどん広がっていくということからすれば、私、

夕陽いうものをもっともっと関心を持っていただいて、まず坂町の夕陽はすばらしいんだいうのをやっぱり見てもらわんといかんですから、今からだんだんだんだん遅くなるんであれなんですけど、ただ、私、非常に残念なのは、ベイサイドビーチが、今度、7月、8月、海水浴シーズンになるんですが、7時にもう閉まってしまうんですね。7時に閉まるというのは、夕陽のときにはもう閉まるとるんで入れないというようなことなんで、そういうようなこともありますんで、ひとつ取り組みの中で、そういう広がりがあるということを考えていただいて取り組んでいただきたいということで、ただ、教育長にも今の夕陽の学習じゃない、子供たちに対してやっぱりそういう自然に親しむという、あるいは自然に感謝をするというような教育いうのも考えてみたら、例えば夕陽を通じてやるということも必要じゃないか思うんですが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 坂町の自然財産として夕陽というのは有効だという認識でございます。もちろん夕陽以外にもたくさんの自然財産があるわけでございますけども、実際のところ、子供たちの認識の中に坂町の夕陽のすばらしさというのは、一定程度は、今、あるというふうに思っています。小学校の総合的な学習の時間などでも、この夕陽ということは授業の中で話題にもなっておるようですし、また、子供たちの学習発表会なんかでも、この夕陽にスポットを当てた一場面というか、そういうのも拝見したことがございます。

教職員のほうにもこの坂町の夕陽ということについてすばらしさは伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 最後ですが、さっきの取り組みの中で、役場として今の夕陽百選、あれの、ぜひ広島県で、さっき言いましたように原爆ドームだけなんで、坂町がちょっと手を挙げていただいて、多分これ、お金かからんのではないか思うんですけども、やっぱり夕陽百選のまち坂町というのがあれば大分変わってくるのと、それから地域資源は、これは産業のほうの地域資源ですかね、県にある分は、そういう面も含めて県の地域資源として登録するというような格好を考えていただけりゃ思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 夕陽百選の登録ということでございますが、先ほどもありますように、皆さんの認知がされる中での百選、ここらは皆さんとお話をし、登録に向けて検討できるものは検討したいと考えておりますし、産業への地域資源でございますが、やはりこの産業への地域資源といいますのは、最終的には中小企業さんの生産工場等、利益につながるものというものをキーワードに、そういった登録をされるというふうに認識しております。

そういう中で、地域産業につながるような資源という形で、中小企業さん、商工会等とも協議をして、そういうものがあれば、そちらのほうの登録に向けても検討したいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「ふるさと納税を見直しては」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「ふるさと納税を見直しては」の件で質問いたします。

平成20年度に地方創生のもと始まったふるさと納税制度、寄附額が少ない坂町のこの制度を根本から見直してはいかがでしょうか。

添付資料として、2枚目に、県内各自治体の25、26、27年度の実績が表示された総務省発表のふるさと納税ポータルサイトを添付しております。参考にしてください。

最初に、この制度は東京一極集中を是正し、地方が財源を得て元気になるための施策と聞いております。平成27年度実績金額は添付資料のごとく39万7千円と県下22位に甘んじております。寄附が少なく、坂町は人気がないのか、施策面で努力不足か、見解を伺いたい。

二点目に、出ていく金（坂町民の他町への寄附額）が入ってくる金（ふるさと納税額）よりも多いことを出超というそうですが、27年度、28年度、出超金額と財政への影響を伺います。

三点目に、返礼品については、返礼品目の事前告知はせず、寄附額の1割程度を上限とするの方針を伺っているが、1割程度は県内自治体を見ても、私の知るところ例がありません。返礼品の見解を伺いたい。

四点目に、総務省は、今後、このリストを継続的に提示してくると思いますが、総合的な観点から対策を伺いたい。

それと、添付資料の説明を一部します。

上段に書いておりますが、総務省がふるさと納税ポータルサイトというのを開設しまして、これは1月18日時点での取得でございます。25年、26年、27年度の金額と件数が書かれてあります。金額は千円単位でございます。実際には、それを1位から23位まで、私のほうで27年度実績をもとに並べ変えたものでございます。したがって、金額、あるいは、下にあります広島県、あるいは自治体合計、全国合計はポータルサイトの数字のままでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ふるさと納税を見直しては」の件についてお答えをいたします。

ふるさと納税とは、個人住民税の納税者が居住地以外の自治体を指定をして個人住民税の一部を寄附として納めることができる制度で、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという思いが形にできるものとなっており、平成20年度から行われております。

御質問一点目の、平成27年度実績金額が県下22位に甘んじており、坂町は人気がないのか、施策面で努力不足なのかについてでございますが、本来、ふるさと納税制度は個人の自発的な意思においてなされるものであり、坂町を応援したい、坂町に貢献したいという方々の思いを税制を通じて形にする仕組みになっております。

こうしたことから、本町では、平成28年度から坂町ふるさと応援プロジェクトとして、寄附金の使途・目的を明確にした青少年健全育成支援事業、遊歩道魅力向上整備事業、文化財統一案内看板整備事業の三つの事業を提示をし、坂町を応援したい方々に事業を選んで寄附をしていただくことといたしております。

御質問二点目の、27、28年度出超金額と財政への影響についてでございますが、27年度の坂町への寄附金額は39万7千円で、坂町の方が他団体へ寄附したことによる町民税の控除額は70万4,420円、差引金額は30万7,420円となっております。

28年度の坂町への寄附金額は40万円で、町民税の控除額は153万7,731円、差引金額は113万7,731円となっております。

御質問三点目の、返礼品の見解についてでございますが、そもそもふるさと納税は

坂町を応援したいという自発的な意思により行われる寄附で、返礼品を見返りとした寄附ではないと認識をいたしております。したがいまして、返礼品目の事前の告知は行わず、また、寄附を受けた御厚意に報いるお礼として返礼品をお送りするものであり、お礼の域を逸脱しない範囲として寄附金額の1割程度を上限といたしております。

御質問四点目の、総務省が今後もふるさと納税ポータルサイトを提示することへの対策についてでございますが、これまでも申し上げましたように、本町におきましては、返礼品合戦と寄附金集め競争をするのではなく、寄附された方々の思いを大切にしたい魅力のあるまちづくりに取り組んでいくことといたしておりますので、総務省が提示することに対する対策としては特に考えておりません。

しかしながら、真に坂町を応援したい、坂町に貢献したいという方々の思いに対して共感を得る事業メニューが今のままでよいのか、ほかはないのか、適宜検討することは必要であると考えております。

今後とも、ふるさと坂町を応援したいという思いに応えられるよう取り組んでまいります。御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 答弁の全体を伺ってみると、淡々とやるよというふうなことで、出超になっても平気よというようなふうに見受けられるんです。

今から質問する内容は、考えて損ではないんじゃないかとちょっと申し述べて質問をします。

あんまりよそのことの刺激をある程度いいふうを受けながらやっていかないと、原理原則を追っかけては、どうもそういうふうな出超になってしまうと思うんで、質問させていただきます。

一点目ですけども、坂町は受け入れ額を増やす施策の努力をしているかどうかという質問をしたんですけども、してもらいたいと思うんです。これ、ちょっと総務省のアンケートを読みます。これ、全国の自治体に5月31日現在に出しているアンケートの内容があるんですが、各自治体の回答で近隣の情報をまとめますと、受け入れ額を増やす対策としての質問に回答が寄せられているわけです。ほとんどの自治体が返礼品の充実と、それからホームページの充実と、それから使途内容の充実を上げている、三点。これを前向きに取り組んでいくよというアンケートに回答してるんです。坂町は、残念ながら、この28年5月31日の回答には三つを上げていないんです。原理

原則の内容を上げられているんです。したがって、他町のように施策としてこれはやるよというようなものを上げるべきだと思うんですが、どういうふうに思われますか。

○議長（川本英輔議員） 岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 答弁の中でも町長のほうから答えてもらっていますが、あくまでもこのふるさと納税というのは、税制を通じて出身、ふるさとに対して貢献をしたということからこの制度が始まっているというのが大前提です。

本町といたしましては、あくまでもそういうふるさとに対する思いに応えるということで、その対策としましては、先ほど町長のほうからお答えさせていただきましたように、28年度から新たに寄附金の使途、目的を明確にして、坂町の今後のあり方として、こういった事業に皆様の寄附を使わせていただくということを、改めてそこでお示しをするというのが、寄附金をしていただくための対策として講じたところです。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっとそういうことで、まず返礼品の充実について、他町等々のことを情報を得ながら提案するんですが、今、本町のホームページには行事案内というのは、悠々ウオーキングに参加できる場合があるよとかいう案内、それから町内のお店の割引券とか何かを差し上げるよということが返礼品の中にうたわれているんですね。例えば、これ、町内のお店の割引券、優待券となっているんですけども、具体的にはどういうふうな動きをされているのかなと思って、ちょっとその辺の実行をされているかどうかをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 町内のお店にこの制度を28年度から始めるに当たりまして、事前に趣旨を御説明をさせていただきまして、そういう寄附をしていただいた方に、何か気持ちとして今の割引券等を町としては出したいと。それはやはり町に来ていただくところを次の目的としまして、単に寄附をいただくだけではなくて、少しばかりでもそういう割引券をお送りすることで、実際に町に足を運んでいただいて、坂町内の商品を買っていただける。寄附をもらうだけではなく、来ていただくところを主眼にして、実際にお店に説明をさせていただいて、28年度の当初は2軒のお店から御協力をいただいて、それをお礼の中に一緒に同封をさせていただいて対

応しております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと返礼品についてもう1問なんですけど、本町の以前の情報、私の知るところで、議員の皆さんもそうだと思うんですが、地元の農産物や川本町の産品を送るみたいなことの情報 ちょっと聞いてるんですけど、これはどっかへ行ってしもうたんですか。なかなかホームページにアップしてないし、何がどういうふうに、中止されたんですか、この件は。どうなんですか。

○議長（川本英輔議員） 岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） そちらにつきましても、町長の答弁で申し上げましたが、あくまでも返礼品といいますのは、町といたしましては、寄附に対する行為に報いるものということで、この返礼品をお送りしますから寄附をいただきたいというスタンスに立っておりません。あくまでも気持ちとしてお送りするというので、事前の告知をしていないというだけでありまして、28年度、この事業を始めるときに御説明させていただきましたように、寄附をしていただいた方には、おおむね1割の上限をつけて、金額に応じて坂町のもの、例えば例示で言いますと、坂町のうどんでありますとか、姉妹都市であります川本町さんの産品、これを一緒にしまして、金額に応じてそういったものを気持ちとしてはちゃんとお返しをさせていただいてます。それは決してホームページの中でこういう返礼品をするからという、そういうことはしないということで、一切、ホームページには書いておりませんが、気持ちとしてはちゃんとお礼としてお送りをさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 先ほど申し上げました使途、使い道、いわゆる入ったふるさと納税の使い道についてちょっと質問するんですが、本町は使途を三つにしているわけですね、現在。それは基金に積んで、随時、集まったら、各々30万円ずつぐらいの感じで基金に一旦は入れますよという、ワンクッションというふうなやり方をしているんですが、これによそのもちろんアンケート等を見ましたら、教育とか子育てなどがものすごく膨らんで多いんです。だから、あれにやります、これにやりますじゃなくて、ポリシーをちゃんと決めて、教育、子育てのこういうようなものに使いますよというようなことを、三つじゃなくて、何かそういうようなものを中心にしたプランを多くする必要があるんじゃないかと思うことと、答弁は一緒にしてください。

使い道表示は、どこの自治体でもはっきり、約70%ぐらいがはっきりしてるんです。いただいた分はこっちに使いますよというようなことを表示しているんですよ、70%は。だからそういうようなことをしないと、やっぱり寄附者の共感を得ないとか、真から本当に好きになれんとかいうようなことになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 使い道につきましては、ホームページの中でも三つ先ほど事業名を申しましたが、それぞれの中で、教育につきましては青少年の健全育成ということで、スポーツ少年団の活動に対して使わせていただきますということ、それから遊歩道につきましても、遊歩道自体をより快適に利用していただくということで、遊歩道のよりよいレベルアップといたしますか、環境整備に使いますというのをしっかり明示しております。

それから三つ目の文化財のその看板につきましても、町の有するそういう歴史的なものに対しての看板整備にちゃんと使わせていただきますということで明示をさせていただいておりますというのが一点と、それから議員のほうから指摘のありました教育という部分とか子育てという例がございましたが、今、三つのメニューでやっております。

これにつきまして、来年度以降も、先ほどの町長の中の答弁にもありましたが、真に皆さんにお応えするメニューとしてこれでいいのかということで常に検討しております。新年度入りしましたら、やはり教育というところは出身者の方、ふるさとに対して大きな思い入れがあると思いますので、町内の教育という部分で新たな事業メニューを追加をしようというのは、内部では検討をいたしております。

○議長（川本英輔議員） 岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） それともう一点、年度末には必ずいただいた寄附につきましてどういうふうな形で使いましたというのをホームページのほうで公表をするようにしております。全て寄附いただいたものを事業化に28年度でできたかということ、そうではなくて、事前に一定額の目標に達したら事業に使わせていただきます。目標額に達しない場合は基金に積み立てをさせていただきますというのを事前にホームページでうたっておりますので、物によって事業に使ったもの、それから基金に積み立てて、29年度でこれは使わせていただきますというような形で、この28年度の状況

を取りまとめて、新年度頭にはホームページでその具体的な使途というのも明示をするように、今、準備を進めております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後の質問をさせてください。

これは総合的観点から何ういうことで、町長に答弁いただいたらええと思うんですが、要は、今、申し上げたように、返礼品の充実とか、返礼品と使途内容を確認するものにして、ホームページで広報するというのが全国のスタンスなんです。それで添付のリストを見ていただいたらわかるように、これ、27年度までは大竹さんが最下位ですけども、今の新聞情報では、大竹さんが約5千万円ぐらいの28年度予算がとれたみたいなことを言うから、これは坂町が最下位になるんじゃないかと思って、情報ではですよ、28年度の、出てみるとわかりませんが、そういうような情報があります。

要は、町民がこのリストを見れば、何もやってないんじゃないかとかいうて思ったり、国から見れば、地方創生のツールを提供したのに、非協力的じゃないかということをおられるんじゃないかと私は思ったりするんです、この1表からすれば。それは思わんよというかもしれません。他町を見ながら、競争原理を取り入れながら、町長、これ、やるということが必要で、相対的に見直すべきじゃないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど来、答弁で申し上げておるとおりでありまして、やはりこの制度の目的というものをしっかり理解をしながら対応していかなければならないというふうに私は考えております。

今の現状では、今、議員がおっしゃったように、あの市は幾ら納税をもらっておる、この町は幾ら納税をもらっておる、ただそれが東京とかそういう大都市部との関係ではないわけでもあるわけでありまして、考え方によっては、共食いという言葉があるんですけども、同じ地方の自治体同士が競争しながら、お互いに共食いをするというような状況もこの中にはあるというふうに思っております。本当にそれが自治体の運営の仕方として正しいかどうかということもやはりしっかり考える必要もあろうかと思えます。そういうことで、私は現状を貫くことが、やはり坂町として、自治体として正しい歩みだというふうに考えております。

ちなみに、先般、インターネットを見ておりましたら、埼玉県所沢市、これ、34万4千人の市でありますけど、ここの市長さんは、平成29年度からふるさと納税で返礼品を採用しないということも発表されておられます。これは全国で初めてだそうです。逆にどんどんどんどん返礼品を競争のように進めていく自治体はありますけれども、やはり趣旨にのっとらんということで、こういうことをやられるということもインターネットで出ておりました。多分、これからは国も、総務省もすごく懸念をされております。我々、東京へ行った折にも、総務省のほうから担当の職員が来られて、あまりふるさと納税で過熱をするようなことは趣旨にのっとっていないので、そこらはひとつよくよく考えて対応してほしいというようなことも現状では常に言われております。そういうことから、多分、この返礼品合戦もだんだんだんだんだん低調になってくるんじゃないかというふうな感を持ってもおりますし、坂町としては、先ほど申しましたように、そういうことを貫いていきたいというふうに思っております。

逆に、例えば中学生の海外研修等におきましても、町内の優良企業さんのほうが寄附をしていただいたり、あるいは、今、町民交流センターもSunstar Hallという命名権も買ってもらっておりますけれども、坂町出身の方が創業された企業からも多額の命名権料もいただいております。

また、さらには図書購入とかということで、近隣の企業からもそういう形での寄附もいただいておりますし、そういうことも総合的に勘案をしながら、坂町のあるべき姿、歩むべき姿をこれからはしっかりと見極めながら、このふるさと納税制度にも取り組んでいきたいというふうに思っておるところであります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「連携中枢都市圏制度の現状と今後について」質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「連携中枢都市圏制度の現状と今後について」の件で質問いたします。

広島連携中枢都市圏制度は、広島市の中心部からおおむね60キロ圏内の市町で構成され、圏域全体の経済成長、観光、住民サービスの向上を図るため、地方公共団体の新たな広域連携の仕組みとして導入されており、広島連携中枢都市圏制度の中心となる広島市は、圏域人口200万人の維持を目指す構想を掲げております。

昨年、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの坂町を含めた近隣24市町との間で連携協約が締結されました。

広島広域都市圏のサイトでは、東京オリンピックを見据え、海外からの観光客を対象に多言語対応し、海外にも発信しております。

また、このサイトの圏域の魅力ページには、坂町のイベント情報なども発信されております。

近隣市町の経済成長、観光、住民サービスの向上を目指した非常にすばらしい制度ですが、以下の二点をお聞きします。

- 1、今現在、どのような事業が展開されているのか。
- 2、今後、坂町はどのようにかかわっていくのか、関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「連携中枢都市圏制度の現状と今後について」の件についてお答えをいたします。

東京一極集中、人口減少・少子高齢社会が到来する中、地方が持続的に発展をしていくためには、経済面でも生活面でも互いに深く結びついている基礎自治体同士が互いに連携・協力し、圏域の各市町が発展するための施策を展開していくことが不可欠であります。

広島広域都市圏におきましては、圏域内の24市町が、これまでの広島広域都市圏協議会の取り組みを基礎とし、平成26年度に国が設けた連携中枢都市圏制度を活用し、行政サービスの連携や地域の資源を圏域全体で活用するさまざまな施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超を目指す200万人広島都市圏構想の実現を図ることとしております。

御質問一点目の、今現在、どのような事業が展開されているのかについてござい

ますが、現在、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上という三つの施策に関する取り組みを広島市と連携して実施をいたしております。

このうち、圏域全体の経済成長の牽引を図る施策につきましては、連携中枢都市となる広島市が主な実施主体となり、周遊観光情報の発信の強化を初めとする圏域内ににぎわいと経済活力をもたらすことを目的とした施策に取り組んでおります。

また、高次の都市機能の集積・強化を図る施策につきましても、広島市が主な実施主体となるもので、圏域の中心となる広島市等に医療等の高次都市機能を備え、広域的公共交通網により圏域内住民がそれらを利用しやすい環境を整えることにより、必要とする高次都市機能を容易に享受できることを目的とした施策に取り組んでおります。

次に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図る施策につきましては、本町と広島市が実施主体となるもので、共通課題に対する施策の共同実施やお互いが有する行政資源の相互利用などを通じて、圏域住民への行政サービスの向上を図ることを目的とした施策に取り組んでいます。

具体的には、病児・病後児保育事業の広域利用、青少年支援メンター制度の運営、区役所に設置した就労支援窓口の広域利用、新規就農者の育成、みなとオアシスにぎわいづくりなどの事業に取り組んでいるところでございます。

御質問二点目の、今後、坂町はどのようにかかわっていくのかについてでございますが、平成29年度から新たに在宅医療相談支援窓口運営事業、放課後児童クラブ職員等専門研修事業、生活困窮世帯学習支援事業等の連携を始めることとしており、今後も、現在、連携をしております各事業をさらに充実させるとともに、行政サービスの向上につながる新たな連携事業について検討してまいります。

以上でございます。御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） この中枢都市圏制度ですが、連携協約では29の取り組みの締結がされております。

そこで、この中枢都市圏制度は、今後、坂町から事業の提案などはできるのでしょうか。例えば、広島市のホームページやら広報誌にベイサイドビーチを特集組んでもらったりとか、そういったビーチ特集をやってもらうとか、そういった感じで、坂町

から事業の提案などができるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられた、例えば広島市の広報にベイサイドビーチ坂を掲載依頼してはとかいうことでございますけども、2月2日の広島市の広報番組で、今月、3月26日に開催されます悠々健康ウォーキングの放送もさせていただいているところでございます。

また、広島市の広報誌につきましても、そういうような連携をしております24市町が順番で、それぞれの市町のPR記事を載せていただいておりますところでございます。

広島市さんが持っているそういった広報媒体も、広島市を含めて24ですので、広島市周辺23市町が、そういった広島市さんの広報媒体でPRをするような取り組みもしておりますところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 先ほどの答弁のほうでもう一つ聞きたかったんですが、実際、坂町から事業提案はできるのでしょうか。そこをもう一度お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 29年度から新たに三つの連携施策に取り組むこととしております。例えば、放課後児童クラブ職員等専門研修事業、生活困窮者世帯学習支援事業、これはもともと広島市さんとほかの市町さんは28年度から取り組んでおられる事業なんですけども、今年度、坂町がその状況を見て、坂町のほうから広島市に申し入れして、新たに29年度から連携していくと。したがって、坂町のほうから広島市と協議して、新たな連携に取り組むと。当然、坂町のほうから新たな協議、検討して、広島市のほうに申し入れることもございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございます。坂町のほうからも事業提案とかできるということで、非常によいと思います。どんどん提案していただいて、行政サービス、観光産業など、いろいろ充実させていただきたいと思います。

それで、中枢都市圏制度の雇用機会の確保の件で質問します。

この雇用機会の確保ですが、区役所に設置した就労支援の窓口の広域利用とありますが、これは坂町の一般の方が安芸区役所を利用することができるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） この就労支援事業につきましては、支援対象者は生活保護、児童扶養手当を支給されているひとり親家庭、また、生活困窮者となっておりますことから、一般的に誰でもということではないということです。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） よくわかりました。

この中枢都市圏制度ですが、今現在、広島市が行っている事業を、坂町が利用させてもらうようにしてもらおうということが可能なのでしょうか。自分の思いとしては、前に就職支援のことで一般質問させてもらったんですが、今、広島市が行っている若者の自立支援、就労支援するための場所で、若者交流館ユーストピア中央サテライト、これは広島市に在住または勤務の15歳から35歳までの方が対象で、就労支援プログラムを組んでいただける、そこに通って就職していただくというところなんですが、そういうのを、坂町の若者で就職に困っている方とかを、そういったところに通っていただく、そういったことを、今後、坂町も利用できるようお願いすることが可能なのでしょうか。そこのところを聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 今、議員御指摘の就労支援のサテライトは、坂町でも使っている方はおられます。現在も通ってらっしゃる方がおられますので、今後利用はできると思っております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 今現在も利用されているとお聞きしまして安心いたしました。最後の質問とさせていただきます。

この中枢都市圏ですが、観光の主にニュースとかで取り上げられて、観光面が多いんですが、圏域住民への行政サービスの向上を図ることを目的とした施策に取り組んでいますと町長答弁のほうにも書いてありますが、これまでに、坂町単体で難しかったなといったことを、この連携中枢都市圏制度を締結してからすごく楽になったという部分と、難しくなったという部分があればお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

これまで坂町単体では難しかったなということで、このたびの連携中枢都市圏制度を活用してより住民サービスの向上につながった例でございますけども、例えば、今、町長答弁にもありましたように、青少年支援メンター制度というのがございます。これは、広島市さん独自の取り組みで、それを坂町住民でも利用できるような取り組みでございますけども、メンター制度というのは、例えば、親御さんが働きに行ってお子さんが一人になると。その間、誰かに見てほしいというのを、1対1の人間関係づくりをつくりまして、その方を長期的に見ていただくような制度でございます。例えば勉強を見ていただくとか、一緒に外で遊ぶとか、どこか一緒に行くとか、それを1対1の関係をつくって、定期的に見ていくと。そのかかった費用について、坂町の方が利用されたら、広島市にその分、負担金をお支払いするというような制度でございます。28年度は2名の坂町住民の方が利用されているというふうな状況も伺っているところでございます。

また、例えば新規就農者育成事業とかありますけども、これは坂町独自では農業の研修施設はないわけなんですけども、例えば坂町の方が農業の勉強をしたいということであれば、広島市の研修施設を利用できるとか、そういった例がございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「児童虐待防止活動の現状について伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「児童虐待防止活動の現状について伺う」の件で質問いたします。

平成12年に児童虐待防止法が、平成24年には子ども・子育て支援法も制定され、子供を取り巻く環境も大きく整備されてきました。

昨今の児童虐待は、若い世代においていろいろな要因から家庭生活が十分に機能していないがために発生しているものだと推察できます。

坂町では若い世代に向け、親の近隣に住むことを推奨したりして、マスコミで報じられるような大事には至っていないようであります。

そこで、以下内容について坂町の現状をお伺いいたします。

1、県の児童相談所に報告した坂町における最近3年間での児童虐待件数は。

2、その中で児童虐待の定義であります、①外傷等の暴力を加える、②わいせつな行為、③正常な発達を妨げる、④暴言・心理的な外傷を与える等で振り分けをしたら、何がどの程度の件数であったのか。

3、平成27年度の児童虐待防止に向けた取り組みでは、坂町は広報誌で周知しているとありましたが、ほかにはどんなことをやっていますか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「児童虐待防止活動の現状」についてお答えをいたします。

本町では、全ての子供が心身ともに健やかに育ち、安心して子育てができるよう、多様化する保護者のニーズに対応した保育環境の充実や子育て相談など、子育て支援に係る環境づくりを進めております。

しかしながら、議員も御承知のとおり、テレビや新聞のニュースで痛ましい児童虐待事件がたびたび報道され、深刻な社会問題となっております。

児童虐待防止法では、住民への啓発とともに通報義務も規定され、虐待事案の早期発見・保護等、虐待への素早い対応が求められております。

本町における虐待への対応は、発生の予防、早期発見・早期対応、子供の保護・支援、保護者支援の三つを重要課題と定め、広島県西部こども家庭センター、海田警察署等の関係機関との関係を密にし、子供の命を守ることを最優先として児童虐待防止に取り組んでいるところでございます。

御質問一点目の、県の児童相談所に報告した坂町における最近3年間での児童虐待件数はについて、並びに、関連する御質問二点目の、児童虐待の定義、外傷等の暴力を加える身体的虐待、わいせつな行為等性的虐待、正常な発達を妨げるネグレクト、暴言・心理的な外傷を与える心理的虐待の4種類のそれぞれの件数でございますが、平成25年度は、身体的虐待24件、性的虐待ゼロ件、ネグレクト23件、心理的虐待ゼロ件の合計47件、平成26年度は、身体的虐待12件、性的虐待ゼロ件、ネグレクト23件、心理的虐待5件の合計40件、平成27年度は、身体的虐待13件、性的虐待ゼロ件、ネグレクト22件、心理的虐待4件の合計39件が発生をいたしております。

御質問三点目の、平成27年度の児童虐待に向けた取り組みにつきまして、広報誌のほか、年間を通じてのチラシポスター等の掲示、また、11月の児童虐待防止月間

にはオレンジリボン、ティッシュ、定規等の啓発グッズを配布をし、児童虐待に関する啓発を実施をいたしております。

今後も、児童虐待問題は社会全体で早急に解決しなければならない重要課題であることを認識し、虐待から子供を守るだけでなく、虐待は親自身からの助けを求めるサインと捉え、保護者もあわせた家庭の支援に力を注いでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 児童虐待に関しましては、テレビ、新聞で痛ましい児童虐待が報道されると、やりきれない気持ちになるのは私だけではないと思います。こういった事例が身近で発生しないように願っておるところでございます。

そうした意味で、坂町の現在の対応は、発生の予防、早期発見・早期対応、子供の保護・支援、保護者支援という三つを重要課題としておると。そういった観点から、ちょっと幾つか私も質問させていただきます。

まず、第一点目ですが、件数、ちょっとお聞きしたんですが、これ、47件、40件、39件と、25、26、27あるんですが、これ、安芸郡3町と比べてちょっと件数だけ見ると多いと思われませんが、この辺はどういうふうに感じておられますか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） この件数に関しましては、それぞれの町が虐待と捉える視点が若干違っていることで起こっている数値の違いだと思います。

坂町では、通告を受けると全てカウント1としております。その通告を受けると、直ちに町職員が確認に行くわけですが、それを1カウントとしておりまして、虐待でない案件でも、一応通告を受けたら、保護者のほうに指導とか子供を見るという形がありますので、計算に入れているということになります。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） じゃあ、次に定義の中で、一番件数が坂町の場合、多かったのがネグレクト、正常な発達を妨げる行為ということの件数が23、23、22件と最も多いようでございます。これ、具体的にもうちょっとわかるように何件か事例を、1件でも2件でも事例をお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 坂町でのネグレクトの件数の内容なんですけれども、まず

服装がかなりちょっとにおいがするとか、お風呂に入っていない、服を着がえさせてもらっていない、頭にシラミがわいているとか、そのような形が多いです。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） じゃあ、三点目に、児童虐待の防止等に関する法律、こういうのが決まっております、地方公共団体の責務というのがある中で、ちょっと二点ほど質問させていただきます。

この中で、児童にかかわる、例えば坂町で言いますと学校の先生、保育園の職員、そういった方に対して、地方公共団体は研修等必要な措置を講じるものとありますけど、この辺はどういうふうに坂町としては対応しておりますか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） お答えします。

児童虐待についての教育委員会の取り組みなんですが、児童虐待防止月間に当たる11月は、教育委員会会議、校長会、教頭会の際に、こちらのリボンのことを説明し、個々の子供たち、ちょっといろんなサインが出てきたらきめ細かな対応、それからすぐに教育委員会に連絡、そういうふうな速やかな対応をとるように周知しております。

それと、毎月、生徒指導の部会のほうを開いております、そちらのほうで、個々、気になっている子供たちのケースを共有をし、それを教育委員会のほうに報告を上げていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） もう一点、最後に、児童虐待に係る通告ということで、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市町村とか福祉事務所、児童相談所とかこういったところに通告しなければならないというふうに規定されておるんですけど、これ、今現状は広報とかで周知されておるようなんですが、もう一步突っ込んで、もう少し周知一般に広めるような動きいろのを検討されたほうがいいような気がするんですが、現状よりは、いかがですか。これ、大切なことだろうと思うんですよ。やっぱりこれからいくと、一般の人でもすぐ発見したら早目に通告してくださいよと、役場でもいいですからというようなことが書かれておると理解したんですが、ちょっと周知不足なんかないような感じがするんで、その辺はどういうふ

うに考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 虐待の通知なんですけれども、町のほうは皆さんに知っていただくことよりも、早期発見という形を非常に重要視しております。そのため、3カ月健診とか保健師が赤ちゃんに触れるとき、保育園では毎日の保育士の点検、小学校では学校の教員による点検により、早期発見をし、早期対応が重要だと考えております。

ただし、虐待対応のための法的な権限は児童相談所、西部こども家庭センターという形になっておりますので、町のほうもそういう子供を発見したら、直ちに西部こども家庭センターのほうに通告をし、一緒に対応していくという形を今現在とっているところでございます。

周知については、11月のこのオレンジリボン等で皆さんにできるだけ周知をしていくという形をしております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと今の質問が悪かったかもわかりませんが、ただ、今、ちいとマンションとかいろいろ多いですね、若い人が。私らも、例えばぱっと見ましたよと。これ、児童虐待じゃないのかなと、現実的に。そうしたときに、すぐ通告せんにゃいけん、その辺が本当に我々がさっと関係機関に通告するいうのができるんじゃないかと思って、この文章を読みよったわけです、現実的に。だから、一般の人もそういう目つきで見てもらわんといかんのですよ、通告せんにゃいかんのですよいう、これが第6条で決まるとるようだから、その辺がもうちょっと広める周知のやり方いうのが必要じゃないかな思ったんですが、もう一度、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 虐待の周知というのは、非常に議員がおっしゃられるように重要なことだと思っております。できるだけたくさんの方が来られたときに周知するという形が必要と考えておりますことから、今年度は地元のかもめんたるが来られたときに、虐待とは何かというような形のコントをしていただいたりとか、そういう形で、皆さんが集まられるときに周知を今後も続けていければと思っております。

○議長（川本英輔議員） 8番三登信秀議員から「ドローン等を使った町PRを」につ

いて質問願います。

三登議員。

○8番（三登信秀議員） 「ドローン等を使った町PRを」の件で質問させていただきます。

町のホームページを更新されましたが、全国の各市町村は広報活動を自治体の存続をかけたPRと位置づけ重視しております。単に既存の更新だけではなく、新しい取り組みが必要とされていると思います。

そこで、2件お伺いします。

1としてホームページにドローンを使った町内の空撮、動画を配信し、町内外の方々によりよく知っていただき、よりわかりやすく、より郷土愛が持てる内容を検討してみてもどうか。

第2問として、広報さかに有料の広告掲載枠をつけ、町内外の企業のPRに使っていただけたらどうか。

町当局の御意見をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ドローン等を使った町PR」の件についてお答えをいたします。

本町の広報活動につきましては、行政や地域の情報を広報誌とホームページで発信をいたしております。

ホームページにつきましては、急速に普及するスマートフォン等に対応するとともに、利用者が見やすくわかりやすく目的の情報にたどり着けるホームページとするために、昨年12月にリニューアルをいたしました。

また、新たに町の魅力発信、定住促進、紹介動画のページを新設をし、交流・定住人口の増加に向けた発信と、さらにフェイスブック等の運用を開始をし、本町の魅力発信を強化をしたところでございます。

広報誌につきましては、町民により親しみを持っていただくため、来年度5月号より全ての月をカラー表紙にする予定といたしております、毎月、出すものをです。

御質問一点目の、ホームページにドローンを使った町内の空撮、動画を配信してはどうかについてでございますが、現在、動画ページには、町の紹介のほか、八幡山八幡神社の秋祭り、新宮社の秋祭り、ベイサイドビーチ坂からの夕日等5本の動画を配

信をいたしております。

今後、さらに専門業者の撮影による新たな動画を配信するとともに、町民が撮影した動画も配信することといたしており、現在のところ、ドローンを使った町内の空撮動画の配信につきましては考えておりません。

御質問二点目の、広報さかに有料の広告掲載枠を設けてはどうかについてでございますが、県内の市町を調査をいたしましたところ、広報誌に広告掲載をしている市町は10市町、広告掲載をしていない市町は本町を含め13市町でございます。広報誌の配布はほぼ本町の世帯に限られ、町外からも閲覧できるホームページの広告枠とは違う側面がありますが、その有効性について調査をし、検討したいと考えます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 1問の、子供のころ、どなたでも、私もそうなんですけど、自分の夢の中で、空から鳥の目となって見えるような夢を何回も見たことあるんですけど、そういう人間の願望というか、そういう部分で、今、簡単にドローンを使ったそういう自分の生まれた町を、鳥の、本当、目になって見えるという、そういう類いの部分で、先日、ちょっと変わるんですけど、ごめんなさい、因島から竹原へ回って、そのときに初めて竹原のほうでドローンを使って現地で空撮やっている現場を見させてもらったんですけど、そのドローンが、今のドローンというのは4Kで撮影して、実際、音質もすごくいいんですけど、市内の風景とか動画を何か一応撮影してるんですけど、手にとるような風景を見させてもらったときにすごく感動、感銘を受けたんですけど、そういうものをちょっと本当に動画の中に入れていただければ、もうちょっと若い人たち、そういった人たちも見るとは思いますが、どうですか。ちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

先ほど、町長のほうの答弁からもありましたけども、現在、坂町のホームページには動画のページを設けて、今、5本の動画を配信しとるわけですけども、まだ現在も動画について取り組んでいる最中でございます。まずは、この今の準備していることを着実に実施し、その後、果たしてドローンの撮影が町のPRにつながるのかまた検討させていただいて、それは当然費用もかかることでございますから、まずは現在進

めている動画を着実にし、今後、それ以上、空撮することが町のPRになるかどうか
も議論かと思えますけども、進めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） さっきお伝えした中で、竹原の行政の方、実際、まちおこし
をされておる方なんですけど、その中で言葉に感銘を受けた部分で、視点をちょっと
上げるだけで、町の風景、すごく変わってくるという。実際、それを配信されてるわ
けですけど、竹原市として、フェイスブックとかユーチューブなんかで紹介して、現
在、再生回数は1年ぐらいで大体2万5千ぐらい見られたんだそうです。応答が、す
ばらしい風景だった、その地区に訪れてみたい、こういう感銘を受けたもの、国内
だけではなくて、海外の人も結構そういう打診があって、いろんな意味で町のアピ
ールできるんじゃないかなと。いろんな意味で活用を、坂町にもそういう活用を図っ
ていただきたいなと思ってるんですけど、その辺、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

地方創生の取り組みの中で、坂町は非常に交通の利便性の高い町ですし、自然にも
恵まれて、また、さらに人情味の豊かな町ということにもかかわらず、情報の発信力
が弱いということで、町内の多くの方の御意見を、若い方を含めていただきました。

このため、町のホームページを更新することを地方創生の大きな柱の一つとしてこ
れまで取り組んでまいっております。

その中で、まずは町の魅力発信とか、あるいは定住の促進とか、そういう町が抱え
る一番の最優先課題をホームページから発信をするということの中で、あわせて町の
紹介もPV等でやっておるわけなんですけど、おっしゃられた風景につきましては、そ
れが町のPRに通じるものになるかもわかりませんが、現在、ホームページでの坂町
の魅力を発信するという観点から、現在の取り組みを多くの方の御意見をいただきな
がら進めてまいっておりますので、当面、このことをやり遂げるということを第一の
目標で、今年度末までやってまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 二点目の件で、広報さかの件でお聞きします。

町長は施政方針の中でも、あらゆる世代に本町に関する情報源としての位置づけ、

広報誌及びホームページの部分でそういう形で述べておられるんですけど、その中で、先ほど質問の一番最初に述べたように、実際にある程度、いかに重要かという部分で、広報誌の部分単なる行政の公示部分、だから連絡事項だけではなく、民間活用いうか、端的に言えば、さっき答弁の中で各市町がいろいろな形で使っておられるということで、いろんな使用方法はあると思うんですけど、一番おもしろいと思ったのは、海田町にちょっとそういう広報誌の部分でおもしろいことがあったんで、海田町へちょっと行きまして、そちらのほうで聞いたんですけど、掲載期間が一応平成17年、今から11年前から広告掲載をされておる。実際、現在の形態ですけど、ここにちょっと資料をお持ちしてるんですけど、これが2月号なんですけど、2月号の一番最後のページの下2段を、実際、年間利用という形で業者のほうに買っていただくという。海田町がおもしろいのは、ここの枠を広告会社の代理店にお任せしてから、その広告会社がその枠を全部買い取るという。広告会社がある程度選別をして、その規約というのは、海田町と交わしたいろんな概要、仕様書、こういう要綱があるんですけど、こういう要綱に基づいた中で、年間大体48万円ぐらいの収益があるという形なんです。実際、微々たる数字かもしれないんですけど、その48万円を、ある程度、こういう財源の乏しい中、厳しい中、そういう枠を考慮してもよろしいんじゃないかなと思ってるんですけど、それに対して。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

広報誌への有料の広告枠についてでございますけども、このことは、町のPRとか魅力発信とはちょっと別かと思えます。これはいかに財源確保するのか、財源をより多く確保するのかという視点が主ではないかと思うんですけども、町長の答弁にもございましたように、現在、県内23市町のうち広告掲載しているのが10市町、してないところが13市町ということで、大体約半分ということなんですけども、今、議員さんおっしゃったように、海田町さんとかは取り組んでおられるような状況なんですけども、このことにつきましても、町長答弁ございましたように、その有効性を調査して検討していきたい。また、町の広報委員会等ございますので、また御相談もしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 今、課長が言われたことで大体のことはわかってきたんですけど、財源的な部分だけではなくて、今まで行政が出す刊行物、それに対してかなり枠にはまった、そういう類いのものが多いんですけど、町民の方々が町内の企業なりお医者さん、そういう類いの部分の掲載を図ることによって、すごく親しみが持てるような、やわらかい、そういう類いのものに移行してるということも結構言われる方が多かったので、私はこういう形も今から行政の刊行物には必要じゃないかなと思っているし、実際、さっき言ったように、ある程度、企業のPRいうんか、そういう類いも違った視点の部分で町内のPRになるんじゃないかなと思ってるんですけど、そのほうはどう思われますか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 広報誌は町内の世帯への配布ということで、限られた、ホームページとは違う側面があるかと思います。ただ、やることによって、本当にそのような広告を出していただける企業さんがあるのかどうかということもあろうかと思えます。

今の海田町さんとかにお伺いしますと、海田町内にある、議員さんも言われましたように病院さんとか、広告を出されているようでございます。

ただ、今、広告掲載されておる市町さんは、世帯数も多いんじゃないかと思ってるんですけども、坂町、今は広報の印刷物は約6千強でございますけども、そういった広告を出される企業さんがあるかどうか等も含めて、また検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） よろしくお願ひします。

最後になりますけど、さっきのドローンもそうなんですけど、実際、使ってみてみないとわからん部分が多分にあると思うんです。実際、そういう予算の枠もそうなんですけど、予算の枠もちょっと知ってたんですけど、結構、お安い金額で、今の段階では、何かそういう類いのものが活用できるんじゃないかということでお聞きしてますので、またそういう類いの部分もいろいろな資料を見ていただいて、情報収集していただいて、その中でよりよいわかりやすいものをつくっていただく。

きょうも小学校来られたんですけど、小学生も、ある程度、そういうドローンを使っ

た空撮なんかがあれば、町内の至るところを見れるわけですから、全体の把握もできるだろうし、歴史的な部分もある程度関心持つだろうし、そういう類いは教材につながると思ってるんで、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 答弁は要るんですか。

○8番（三登信秀議員） いや、結構です。

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「今後の老人福祉施策について」質問願います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 「今後の老人福祉施策について」の件でお聞きいたします。

坂町には坂町の住民のみが利用できる地域密着型のグループホームや小規模特別養護老人ホームが整備されており、老後のケアに関してはある程度考えていらっしゃるのではと感じております。

しかし、現実はいいますと、特別養護老人ホームへの入所はかなりの人数待ちがあると聞き及んでおります。団塊の世代の私も前期高齢者の仲間入りをさせていただいていますが、特別養護老人ホームの入所待ちが他の市町と比べてどのような状況なのか。比べるような問題ではないのかもしれませんが、町長が選挙の活動の中で言われた、坂町に住んでよかったと言われるようなニュアンスのことをおっしゃいましたが、そう言われた町にするためには、ついこの住みかである坂町で老人福祉に対してほかの市町よりここが違うんだと言える政策、対策がなされるべきと考えますが、どのような政策、対策を考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「今後の老人福祉施策について」の件についてお答えをいたします。

本町では、広域的な介護老人福祉施設である特別養護老人ホームたかね荘に加え、坂町の方のみが入所できる地域密着型施設として、平成24年度には認知症対応型のグループホーム坂を整備し、さらに平成27年度には小規模特別養護老人ホームたかね荘こやうらを整備する等、施設系サービスの充実に努めております。

また、これらの各施設につきましては、入所待ちの方が数十名おられることも把握しており、入所までの在宅生活等の支援につきましては、担当ケアマネジャー、地

域包括支援センター等と連携し、居宅系サービスなどを利用したきめ細やかな対応をいたしております。

御質問の、他市町とは違う老人福祉施策はにつきましては、在宅介護が困難となった場合に利用する介護施設等の確保も大変重要な施策の一つであり、介護保険事業計画の策定において本町の実情に合った整備をしておりますが、まずは住民の皆様に住みなれた地域で元気で自分らしい暮らしを続けていただくことが大変重要であると考えております。

そのため、本町では、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指す中、医療・介護の社会資源に加え、平成27年度から、生活支援サービスや住民相互の支え合いについて地域で話し合っていたり、住民参加型の研修会を開催をいたしております。

この研修会では地域の資源や課題を抽出していただくとともに、地域で取り組んでいただける活動や課題の解決方法についても話し合っていたり、今では介護予防を目的とした住民主体の活動も広がるなど、地域における自助・共助による福祉活動等が活性化されております。

今後、こうした活動をさらに広げ充実させることが本町の実情に合った地域包括ケアシステムの構築につながり、住民の皆様がこれからも住みなれた地域で元気で自分らしい暮らしを続けていただくために必要となる重要な取り組みであると考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 現実はいいますと、町のほうも把握しておると。実際のところ、数十名という漠然としたあれでなくて、今、どのぐらいの待ち人数があるんか、そしてそれが他の市町、人数的な割合もございましょうけど、坂町が突出して多いのかどうか、そういったのがちょっとわからないんですけど、まずはその人数、それらをちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

まず、坂町につきましては、特別養護老人ホームたかね荘と小規模特別養護老人ホームたかね荘こやうら、これらを待ってらっしゃる方は、町内の方で、現在、63名い

らっしゃいます。ただし、この63名が多いかどうかというところではございますが、例えば熊野町には、やはり特別養護老人ホーム誠和園というものがございます。こちらのほうの待機者は270名ということで確認がとれております。

また、海田町にはエバグリーンホームございますが、こちらのほうも113名程度の待機者がいらっしゃるかと確認をしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） よそも比べると、広島市なんか、インターネット、ホームページ見ますと人数がわかったんですけど、結構よそもいらっしゃるんだなと。

そして、私も前期高齢者の仲間入りしたというふうにあれして、私たちが団塊の世代、昭和23年、24年、25年、一番多い時期の人間がこれから増えていったら、まだ待つのが多くなっていくんじゃないというふうな懸念をするわけですけど、そういったんで、坂町が、やはりソフトの面では、今、町長が答えられたようなことをやってらっしゃると。でも、坂町はここが違うんだというふうなのをいうふうに私は強く言いたいのは、へえ、坂町は言われるのは、やっぱりハードな面で、ソフトの面はあれしてでも、我々が80ぐらいになるのを前倒しして、我々がなったときにも使える施設になるわけですから、前倒ししてでも、もう一つ、坂にはグループホームができた、小屋浦には小規模ができた、そしたら横浜地区のほうにも、一つ、そういったのを、空き家とかあったりとかそういったことで、バランスのいい施策ができるんじゃないかないうふうに考えるんですけど、そういったのを、今、言った、今回、急遽でなくて、我々、自分のことを心配するようなんですけど、前倒ししてからつくってみようかいうふうな考えはございませんか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これは計画に基づいて実施をいたしておるわけでございます。

と同時に、これまでの議会、あるいはグループホームなり小規模特養をつくる折には、各地区住民福祉協議会の方々にもお願いをして集まっておきまして、制度の説明、当然、そういう施設がたくさんできると、個人の保険料にも影響してくる問題でもあります。やはり我々としてはそういうことも含め、また今、国の制度も随分とスタート当初よりは変わってきております。そこらもしっかり勘案をしながら進めていかないと、自己財源で運営するということは非常に難しい問題もあるわけで、ある面は、

例えば施設を自己財源で建設するとかいうようなことになると大変なことも出てくるわけでありまして、そこらもしっかり国、県の動向を見きわめながら、これからの新たな介護保険計画を策定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） それは通り一遍の答弁みたいに思うというか、国、県の動向という、だから坂町はすごいなと、坂町に住んでよかったなとか、坂町はすごいと言われるためにいうふうなことを前置きして言ったんで、よそと同じようなことをするんでなくて、坂がその件に関しては突出しとるないうふうなことを考えてほしかったないうふうな思いがしとるんですけど、その分はまた同じ答弁が戻りそうなので、一つにカウントされるんかと思えますんで。

今、待機が63人とかいうふうなあれで、よく聞くのが、やっぱり前はもっと多かったんじゃないかと思うんです。調べておくと、そしたら前は介護1からとかダブってとかいうふうなのがあって、それを県のほうで精査してあれしたら大分減ったみたいなことを、ニュースか何かとか聞く聞いたことがあるんですけど、そういったあれでちょっと、今、待機が少なくなったいうふうなあれですけど、少なくなった中でも老老介護、順番があると思うんですね。だけど、順番とかいうのは、それは杓子定規なことであって、やっぱりあの人を入れてもらわんにゃ、見とる方も、旦那さんになるか、奥さんになるか、その人のほうが倒れるでとかいうふうなことも懸念されるわけですよ。そういったときに、その人らがやっぱり10番目とか、順番で申し込んだ分がとかなったら、その人らは上へ入れてあげたらええのにいうふうに素人じゃ思うんですけど、そういった順番いうのは、実際のところ、どういうふうになるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

まず、順番の前に一つお伝えしたいことがございまして、当町では、今、63名の待機者がいらっしゃいますと申し上げました。これを当町では細かく把握をいたしております。その中で約44%の方が在宅でいらっしゃいます。そのほかの56%の方は老人保健施設や医療機関とか、またはケアハウスとか、そういったところに現に入っているって、入所待ちをいらっしゃるといってるところも把握をいたしてお

ります。在宅にいらっしゃる方につきましても、デイケアを使ったり、ショートステイを使ったりとか、デイサービスも使ったりして、在宅生活を送られてはおります。

議員御質問で、今後、この63名、そういった待機者についてどのようにしていくのか、順番がどのようになっているのかということではございますが、今現在、要介護3以上がこの特別養護老人ホーム等への入所の基準とはなっております。さらに個々につきまして、その施設の相談員のほうが点数化をしております。今、議員のほうがおっしゃった老老介護とか独居であるとかということになりますと、このポイントが高くなります。

例えば、要介護3であっても介護者がいない方、要介護5であっても介護者がいらっしゃる方というのは、要介護3の方がポイントが高くなったりもいたします。ですので、そういった個々の事情に応じて対応をいたしております。それは、やはり相談員が調べますことと、小規模の密着型につきましても、入所の判定委員会がございしますので、こちらのほうは、行政のほうからも参加をいたしまして、審査のほうには加わっておるところでございます。

以上です。

○11番（大田直樹議員） わかりました。詳しい説明をありがとうございます。いいです。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「新町長施政方針の一端を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「新町長施政方針の一端を聞く」について質問いたします。

町長は、このたび、7期目の町長に再選されました。心身とも、年齢においても最高に充実した時期と推察し、期待をしております。

国内外では多くの難題が山積している現在、町では地方創生事業、また、第4次長期総合計画は最終段階の年度に入った今、今年度の施政方針では、重点施策は幾つかはあるが、これまで6期にわたった施策、課題で実施のおくれが出てはいないか、町長の真意が聞きたい。

1、今後、4年間で県道への取り組みは。

2、町道新設と拡幅の今後の方針は。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「新町長施政方針の一端を聞く」の件についてお答えをいたします。

私は6期24年にわたり町政を運営させていただき、これまで平成ヶ浜の開発、さらには住居表示の設定、坂町史の編さん、あるいは、多くの住民の方から御要望がございました福祉の政策としてグループホーム、小規模特別養護老人ホームの設置や坂町内の保育所の民営化などに取り組んでまいりました。

また、三位一体の防災対策として、道路、河川、海岸堰堤、急傾斜地等の整備も推進をしてきております。

こうした中、坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線につきましては、平成22年8月に都市計画道路坂中央線の街路区間において事業認可を取得後、用地買収に着手をし、荒神橋までの1工区で現在まで52件の用地補償契約を締結をしており、これは県のほうでございますけれども、用地買収進捗率は面積ベースで77%、地権者の数ベースで76%と、随分と多くの方々の御協力を得るに至りました。

さらに、まとまった用地が確保された箇所から広島県に工事着手していただいております。平成27年8月には、総頭川1号線から大曲2号線までの本線237メートル、及び、昨年8月には保健センター付近の副道の一部97メートルが開通をいたしております。

また、昨年11月には荒神橋付近においても、中村17号線工事にあわせ広島県による本線工事が着手をされ、整備が進んでいる状況が見てとれます。

御質問一点目の、今後、4年間で県道への取り組みはについてでございますが、1工区においては広島県と連携し、残る地権者の方々との用地交渉を進め、さらなる用地の確保に努めてまいります。

特に、JR呉線と国道をまたぐ高架橋につきましては、広島県からは、用地の取得状況を考慮しながらJR西日本や関係機関との調整を行い、設計を行った後に工事に着手すると伺っており、広島県と協力し、一日も早く高架橋の工事に着手できるよう、関係機関調整や用地交渉等を行ってまいります。

2工区におきましては、今年度、広島県により道路設計に必要な測量が実施されております。広島県と調整を図りながら、今後、計画的に事業の推進がなされるよう取り組んでまいります。

県道坂小屋浦線は坂地区のまちづくりに必要不可欠な幹線道路であるため、国や県

に事業の促進についてこれまでどおり強く働きかけを行うとともに、4年間の任期内において県道の早期完成を目指して、引き続き、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

御質問二点目の、町道の新設と拡幅の今後の方針はについてでございますが、平成18年度から坂地区まちづくり方針にある県道を骨格とした道路整備を進めており、これまで新設の町道整備は、浜田8号線、浜田9号線、森浜14号線及び西側2号線の延伸区間を整備し、拡幅では、県道へのアクセス道路となる大曲2号線の森浜橋、坂八幡宮付近の環状線取りつけ道路、離合箇所では、新張5号線、本手4号線を整備をいたしております。

現在、中村17号線の新設や、関連した中村3号線の荒神橋拡幅を実施をしております。

また、坂東環状線の整備を進めるため、坂八幡宮付近から新張6号線付近までの約250メートルの実設計計を行っているところでございます。

道路整備により県道へのアクセスや坂地区内の道路ネットワークの向上とともに、市街地の安全・安心な生活環境を創造するため、都市防災総合推進事業及び社会資本道路整備事業などを活用し、着実に道路整備事業を進めてまいります。

議員の皆様のご支援及び関係者の方々のさらなる御理解と御協力をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 私が平成19年から、こうやって自主的に町の1年間の施政方針比べて23年度からやっています。ずっと来たけど、ただ、一つお聞きしたいのは、このたびの施政方針の中で、少しは7期目だからメリハリがあってよいんじゃないか思ったんですよ。この施政方針というのは10年とか4年じゃないんです。今年の施政方針は29年度の施政方針なんです。そしたら、施政方針、施政方針広場、私に言わせたら原野ぐらいつもりでこの施政方針をつくって、町長に話してもらいたかった。私がおざわざ新町長と書いたのは、その意味なんですよ。

町長が選挙のときに言ったように、すばらしいことを言った。そしてまた、23年のときに、5期目のときは、僕が施政方針でやっぱりほめたことがあります。ですが、このたびは何かそれがなしに、何か50メートルか100メートルの箱をつくって、

そこの中へ100人の職員をぼんと入れて、おい、やれや、やれやというような、日本人というのは、昔から四角の中へ入れるのが好きで、浦島太郎も四角のやつをもろて帰ったようなものでありますが、神代の昔からそうなるとる。

でも、今年は町長7期目ですから、もうちょっといい感覚でやってもらえるんか思った。それは都知事の小池さんにしてもそうですね。都の職員から何を言うたかいうたら、好きなことを引き上げていった。そしたら、さっき言うように、メリハリにしても、職員がメリハリじゃ固すぎるいったら、メリーちゃん、ハリーちゃんをつけて、そういうことまでして、要するに和みながら、職員のを吸い上げた。町でも108人の臨時を入れた職員がおられますね。これだけおれば、いろんなアイデアを引き出してくるものと思います。それを引き出すのがトップである上層部の幹部連中の仕事じゃないか思うんですが、いかがですか。

それから、施政方針の1ページ目に、職員数の削減、事務事業の見直しが書いてありますね。これ、私が入ったときに、19年度の前からあったんじゃけど、私、持つとるのは、ここにこうやって持つとるけど、19年度から28年の今日までなんです。このたびまで全部入っとります。私はそれが悪いとは言わん。でも、今年ぐらいは初心に戻って、これをなしにしても、今年は国からの地方創生事業、増え続ける社会福祉、高齢者の福祉業務改善と、職員も大変なんですよ。そしたら、少しは増やしてもええぐらいの感じで、メリハリをつけてアピールしてほしかった、そうなんですよ。ですから、それをさっき言いよるので、それと一緒に、この10年間で職員が何人削減されたのか、それをまず、一回目、聞かせてください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分）

（再開 午後 2時25分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 大島総務課長。

○総務課長（大島英司君） それでは、お答えいたします。

ちょっと10年前の数字はございませんが、平成23年と今年と比べたときに、職員数は23年が100人で現在99名でございます。ですから、ほぼほとんど変わっ

てないという数字でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 私が、今、それを聞いたのなぜかという、職員の削減は、この近くで呉市があるんですね、小村市長。えらいですね。平成6年から今までに30%削減しとります。その10年間で43億8千万円、これだけの削減をする、それなら、さっきから言うように、これ、私はこの2問言うたわけじゃないですよ。町長の施政方針を言うとするんですから、施政方針の中は何を聞いてもいいはずなんです、5問の間は。

それで小村市長がこれだけの削減をしとるんです。ですから、それを考えてくれいうんですが、まず2問目。

まず、先ほどから言うように県道、これをまず32年にクリアラインが無料になれば、県民から見ても町道は不要です。このたびから、これは後は言いません。どうしてかいうたら、岡本議員も出しとりますから、それ以上は言いませんけど、とにかくこれは、まず、現在、町長は237メートル完成しました。それから約90メートルも完成しました。しかし、町長、私の言いたいのは、町長、いつも通るんじやからわかるでしょ。あのいい道路へ、そうでしょ、パイプのガードがあって、7カ所張っとるんです、今。それから、今、まず言いたいのは、荒神橋が通れんのですよ。迂回するんですよ。まずよかったのは、先週、おとついでから上条のトンネルが通れるようになったから、今、31号線へ出るここも使えんようになったですね。だけど、それなら、あそこが230メートル出たいうんなら、久保の三角の散髪屋があったですね。あそこもきれいにしてからいうならわかるですよ。保育所のところ、3カ所バリケード張って、最後なんかは、白いガードレールがあったら、そのガードレール壊すまあ思っ、またそれにバリケード張っとるんですよ。あれって誰が見ても、ちゃんといっぱい通っとるけど、これで県道ができたなら、ましてやあの三角床屋のところをパイプと、その中に、言うちゃいけんかどうかわらんけど、私が川へごみを置いたらいけんいうけど、森条のごみの集荷ケースを置いとりますね。だけどそれじゃない。谷側にしてもそのとおり、パイプガードをのけて、本当にきれいにしてないと。私は、これ、もしか子供が自転車で衝突する。それで、夜、僕も朝、暗いうちに通るんじやけど、故意にライトをこうしてあそこを通ったら、全く見えんのです。反射鏡というのが、白いのがちょっとついとるけど、これなんかは何で出せんのか。それで一番最初

に私が10月だったかに言ったときには、私、これも進言しました。そしたら、三角のバリケードが四つあったのが、今度はコの字になっとるんです。これにしても一緒なんですよ。高架のことは後に任すんであって、そがいなことをまずできたできた言わずに、これからもやっていくんであれば、そこらもやってにする。それをどのよう
に考えとるか教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、まさにそれを進めておるところでありまして、また、新年度以降、どんどんそれは進んでくると思います。そういうことでよろしゅうござい
ますか。今、進めておるわけでありまして。

だから上条のトンネルもそうです。2カ年になりましたけれども、やはりこれは国のほうの財源措置が大変厳しいものがあります。これまでの議会でも答弁させてもら
っておりますけども、従来は100あったものが、ガソリン税とか揮発油税を一般財源に回したおかげで、今は、国の予算が、ハードな事業に対しての50%もあるかな
いぐらいの状況なんです。そういう中で一生懸命県のほうもやっていただいております。今、申しましたように、今、どんどん進んでおるといことでありますんで、
そこらは何度も同じことを言わせていただきますけど、御理解をいただきたいと思
います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長が質問に答えてくれたように、確かに町道の中でいっば
い計画言っていたいただきましたよね。ですけど、あの中でもう一つだけ聞かせてくだ
さい。

今、坂町で建築申請が出たときに、大体言えばマイナスですね。4メートルの道路
さえ、中心線から2メートル以内だったら、以内のところはセットバックするよう
になってますね。これはもう何十年前からなっとるはずなんです。坂町、してあるかど
うか。それが何十年行われてないはずなんです。どうしてかいうと、できたところを
セットバックする。2年先に行ってみると、もう生垣かブロックついとる。

私が何でこれを質問に出したかいうたら、それも私もおたくのほうに進言しました。
全く聞いてもらえんから、こうやって町長に、町長にも、これ、ちょろっと言ったん
ですけど、これがほかの町村がしてないんなら言いません。してないのが、町村なん
か一つしてないところがあるんですよ、坂町と一緒に。でも、他の同じ安芸4町のう

ちの1町なんかは、どういうところであろうともセットバックはする。それで私道の道路のセットバックして、角地の場合は、その角地、左であろうが、右であろうが、角地の場合は、そのセットバック分は私道のその道路の地価で買い取る、町が。それで反対側は寄附してもらいますよ。寄附した地点は、確実に町がぼんとくいを打って、町が費用をかけて名義変更してます。そうすれば、横でもどこでも道路はどんどん広がるんですよ。私、新道をつくるなら、山の上へつくったらそれこそ誰でもできるんですよ。だけど、こうやって何十年こんなことをせずにおいて、そりゃ、海田町なんかえらいですよ。それで府中は特に、話を出すけど、府中になると、石井城いうて、昔からの、ここで言うたら横三部、横一部の地域ですね、ちょっと山の上で。そこだけは確実に、今、言うように、狭い道路は新築するとセットバックする。セットバックしたら、2メートルしかない。町道申請が来とっても、建てらせてあげますよ、1メートルしかないけど、ほいじゃあ1メートル出してくださいねと出してもらいますよ。出した時点で、確認申請出た時点で、もうぼんぼん海田町も名義変更していく。そしたら生垣ができる。それに引きかえ熊野町は、つくつといて、あの大きな土地のくせに、つくつとっちゃおまえら何しよんやいうて、この間、あっこの役員に言うたんですよ。そしたら、いや、それが行ってみたら、言うとおりに、2年して行ってみたら、ブロックができとるんやと。こういう状態があるんで、坂町はどうするのか、その辺を一つ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えします。

先ほど議員言われる建築確認申請等のセットバックでの道路拡幅でございますが、議員さんもいろいろ近隣市町のほうを聞かれとるということでございますが、私どもも、若干、そういった近隣市町の事例を聞きながら、どういうことができるのかというのをやっておるんですが、海田町は、以前、そういったセットバックによる寄附をいただきながらの拡幅というのはやっているという事例を聞いております。ただ、海田町の場合、平地であれば、そういったセットバックに伴う構造物等がないということでの拡幅が有利に進んどったということですが、やはり今現在は、市街地部分から、今度は山地部等に入りますと、やはり道路、平面ではなく、宅地との法、そういったものがございます。そういう中で、なかなかセットバックだけの道路拡幅が難しいことから、今現在は、そういった対応はしてないというふうには聞いてるんですが、確

かに、今後、生活道路4メートルを確保していくことであれば、そういったセットバックによる拡幅、これは大変制度的には有利だと思いますが、やはりそういった宅地のりがあったり、そういう平地の部分と不公平感がないような指導をしていかなければいけないと思います。

そういう中では、やはり広げるべき道路、これは地域と一緒に、共通認識の中でやっていかんと、何もかも道路を全部4メートルにしていく、これは非常に将来的にはいいことだと思うんですが、やはりそれまでの手法としては、当然、今、言いましたように、全体の意識共有、またはまちづくりに対しての方向性をちゃんと地域と共有しながら、そういったセットバックに伴う道路拡幅もしていくよう、先進事例も調べながら検討していくということで考えていきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今、確かにそう言われるのはわかるんです。今までにもやるんじゃないけど、坂町にまず見ててくださいね、一人で住んだるひとり世帯でも、今現在、坂町は、今、5,565世帯おる中で、ひとり世帯は1,921あるんですよ、そうでしょ。そしたら、二人世帯も1,597、実に言うたら63%がひとり世帯か二人世帯。しかし、私のように家族が住んで、孫も住んで、でも世帯が別になった人もおります。ですが、こういう世帯がある限り、早急に今の道路をつくるのもいい。だけど、救急車、それから、今、言うケアセンターの軽が通れる道路を先につくってやらんと、30年、50年、町長は言っとるけど、その先よりは現在の生きとる方を救済する道路のやり方、それならやはり、今、やっとる分を候補に出してもいいから、セットバックしたところは、もう今度からもらいますよ、それ、職員が歩くんですよ。それぐらいの技量があるか聞かせてください。終わりです。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 県道のほうを早うやれということでいろいろ叱咤激励をこれまでも受けておるわけでありまして、今度は町道のほうを優先すべきという質問のように聞こえたんでありますが、ただ、町道につきましては、一般町道は規格に当てはまらないと、国等の支援が得られないというようなことがあります。そうなってくると、工事のほうも全て町費でやっていかなければならないということにもなるわけでありまして。

また、昨年度（28年度）からは、道路用地につきましては、個人のものについて

は町のほうで買い取らせていただくというような仕組みもつくりまして、今現在、そういう形で進んでおりますけれども、それをやったとしましても、急峻なところが多いわけでありまして、そこらの道路工事をやっていくためには、通常の道路工事よりも数倍のやはり事業費がかかると思うんです。そうしてくると、今の財政状況では1カ所、2カ所はできるかもわかりませんが、町内全域を整備をしていこうと思えば、長いスパンでしていく必要がありますし、それともう一点、施政方針の中にも入れておりますけれども、やはり今の町の財源、あるいは補助金等で、国の補助金、県の支援等でできないそういう施策については、やはり新たな財源を町民の皆様にもお求めをしながら、それをお求めするためには、やはりその事業の性格をしっかりと理解をしていただく、こういうことを行政もやっていかにかんと思っておりますけども、当然、議会の皆様も住民の代表でありますので、そういうことを一緒になってやっていくことをまずしていかないと、なかなか言うは易く行うは難しというようなことに私はなるんじゃないかというふうに思っております。

そういうことで、もしそういうことを本当にやるのであれば、しかしながら、5年、10年の短いスパンではできんと思います。20年、30年の長いスパンで町内全域をやっていくということを前提に、そういう整理ができれば、町民のコンセンサスが得られれば、これは当然前に進めていけることだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かに町長の言われるとおりです。私が言うのは、そとに、急いでやるというのは近くだけなんですよ。もっと大きい道路のところをやる場所ですらやってない。そして、1カ所ずつやっていく。とにかく海田町がやるように、何ぼ狭いところでも、1カ所、1カ所、1カ所で、行く行くのうちには、20年のうちにはその道路が広がるんですよ。そのことを言いよるんです。

それと、町長、財源、財源いうても、今年も財源にしても47億円前後町にあるわけです。だけど、あれを土地を買うんなんか、大体が1メートルから50センチの10メートルぐらい買っていきよるんです。海田町に聞いたらそうなんです。そとに大きな2メートルも3メートルも買うことはないんです。それで地価の価格じゃなくて、それは名義変更費用だけですから。調べたらわかるように、10坪ぐらいの名義変更何ぼかかるんですか。だからそれを一つ一つやっていったら、今の町道を少し

減らしてでもやっていけば、行く行く、今まで、さっきも私が言うように、10年も15年も20年も前からセットバックあったんですよ。横の三部へ行ってみなさいや。セットバックしてあるのに、ざっとあるから、とんとんととなつとる。だからその面をゆっくりで、だけど、間近に近くにおる人で、角がありゃ入れるところはやってあげてくれというのが私の意見ですが、その辺をはっきりしてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） どの地区が云々というのは、私はそういうことに対してはコメントはできませんけども、立場でもないです。いずれにしましても、住民協さんのほうから御要望等があったものにつきましては、現地を調査しながら、これまで同様に、可能な限りそういう整備には努めていきたいというふうな強い思いは持っております。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「平成29年度町長施政方針を聞く」について質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 非常にやりにくくて、一生懸命頑張りますが、「平成29年度町長施政方針」について伺います。

平成31年度を目標年次とした坂町第4次長期総合計画の基本構想に基づく諸事業は順調に成果を上げています。

また、平成27年度に策定された坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、小さくても光り輝きのあるまちを目指し、諸事業に全力を挙げて取り組まれています。

本年度の施政方針も、これまでの取り組みの検証を踏まえ、諸事業を推進されると思います。

そこで、数多くある事業や施策の中から、重点施策として次の三点について伺います。

まず、定住対策の推進。小屋浦地区の雇用促進住宅も町有化され改修。隣接遊休町有地も活用して若い世代を呼び込み、住みよい環境を整え、町内外にPR、広報をどのように計画されていますか。

二番目に、骨格道路の整備。県道坂小屋浦線の整備が図られていますが、JR呉線と国道31号をまたぐ高架橋はいつごろ着工予定ですか。

三番目、ベイサイドビーチ坂の活性化。にぎわい創出を重点施策としているが、ど

のような具体策を提案されていますか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「平成29年度町長施政方針を聞く」の件についてお答えをいたします。

平成29年度は地方創生をさらに前進させる年であり、昨年2月に策定をいたしました地方版総合戦略である坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」を基本理念として、均衡ある地域の発展のための事業を推進することといたしております。

御質問一点目の、小屋浦地区の雇用促進住宅も町有化され改修、若い世代を呼び込み、住みよい環境を整え、町内外にPR、広報をどのように計画されていますかについてでございますが、小屋浦地区の定住促進を一層進めるために、雇用促進住宅を取得後、空き室を改修し、子育て支援のための住居を確保するように考えております。

施設改修後の入居のためのPR、広報につきましては、若い世代を呼び込むためにフェイスブックや坂町ホームページ、広報誌等あらゆる媒体を用いるとともに、広島市、呉市など近隣都市への交通利便性にすぐれた立地条件にあることから、隣接する企業で働く若者層をターゲットとしたPR手法を検討したいと考えております。

また、隣接する町有地におきましては、現在、旧雇用促進住宅小屋浦宿舎での駐車場台数が不足していることから、当面、駐車場用地としての使用を考えております。

それ以降の活用等につきましては、小屋浦地区における将来のまちづくりとして有効な活用策等について地域の方々から幅広く意見を伺うなど、検討していくことといたしております。

御質問二点目の、骨格道路の整備。県道坂小屋浦線の整備は図られていますが、JR呉線と国道31号をまたぐ高架橋はいつごろ着工予定ですかについてでございますが、引き続き、広島県と連携し、1-1工区平成ヶ浜から町道陰大曲線の区間において、残る地権者の方々の用地交渉を進め、さらなる用地の確保に努めてまいります。

高架橋の工事に関しましては、広島県からは、用地の取得状況を考慮しながら、JR西日本や関係機関との調整を行い、設計を行った後、工事に着手すると伺っております。用地交渉や関係機関との調整など、いずれも相手のいることであり、いつごろといった時期はお示しすることはできませんが、広島県と協力をし、一日も早く高架

橋の工事着手できるよう邁進してまいります。

御質問三点目の、ベイサイドビーチ坂の活性化。にぎわいの創出を重点施策として
いるが、どのような具体策を提案されていますかについてでございますが、現在、ワ
ークショップで提案をされたさまざまなアイデアの中から具体的な取り組みを検討中
であるとともに、施設管理者の広島県など関係機関や地元住民とも協議を行うことが
必要であり、まだ具体的に説明できる段階ではありません。

方向性としては、まずは活動拠点として必要となる物販施設等について国や施設管
理者の広島県等関係機関と調整し、着実な施設整備に向けて積極的に取り組んでまい
りたいと考えております。

今後とも、町民と行政が地域の発展をどのように図るかを真剣に考え、目標を共有
し、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行に移すことにより、30年先
も50年先も坂町が坂町であり続けられるまちづくりを、議会はもとより、各種団体、
町民の皆様と一体となって創造してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） このたび、旧雇用促進住宅の名称が町有住宅となりましたが、
その管理条例案というのが出ています。その中で、入居者の資格について六点ほど上
がっておりますが、この入居に際して所得制限というのは設けられておりますか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） お答えいたします。

この町有住宅につきましては、従来ある公営住宅、町営住宅でありますとか特公賃
の子育て住宅、こういったものは公営住宅法という法律に基づいて、坂町内に住まわ
れている方の生活困窮者だとかそういった方々を支援する目的で整備をされる宿舎、
こういったものが公営住宅でございますが、この町有住宅というものは、この公営住
宅法によらないものでありまして、目的というのが、地方版総合戦略に位置づけてお
ります小屋浦地区の定住促進、この人口増を図るために、坂町じゃなくて、坂町外か
ら多くの方々に小屋浦に移り住んでいただくことを目的に整備をするものとしまして、
公営住宅法によらない町有住宅ということで坂町のほうが整備を進めているものでご
ざいます。

そういった中で、前置きが長くなりましたが、家賃の算定については、公営住宅法

によると、所得だとか家族構成によって家賃が決まる仕組みになっておりますが、この町有住宅というのは法によらないもので、その条例の中で町長が決めていくものというふうな位置づけで考えてございます。一応、そういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 今のでいきますと、例えば最低所得が何ぼとかいうことの答えが、金額というのがわからんですが、家賃限度額のことでも触れられましたが、月額、これも設定というのが町有住宅の規定によりということになりまして明らかになっとらんようでございますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 家賃の設定につきましては、従来から入っておられる、雇用促進住宅の時代から入っておられる方が60世帯ございます。こちらについては、大家が雇用促進機構から坂町役場に移ります。その管理者が坂町に変わるだけで、家賃は現在のところ変える予定はございません。ただし、残りの60世帯につきましては、域外から入ってこられる方を対象としております。その家賃につきましては、小屋浦地域における近隣の民間のアパート、こういった賃貸額等を考慮し、それから地方創生総合戦略で位置づけております若者世帯、子育て世帯の方々の平均収入なんかを考えながら、その額を余りむちゃくちゃ高いものにするというのはかえって移り住んでいただけない可能性もありますので、その辺のバランスを考えて、今現在、検討中でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 検討中ということで、また検討が終わってからお聞きします。

次に、入居期間の限定について、最年少の児童または生徒が中学校に就学したときから3年云々とあるんですが、再度、その後の契約とかいうのはできますか。わかりやすくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時49分）

（再開 午後 2時49分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 今のは取り下げましょう。

続いて、ベイサイドビーチ坂のにぎわい創出を目指して取り組んでおられますけれども、利用者の安全対策の方針として、31号線に向けて横断歩道橋の設置等の予定はありますか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えします。

31号線への横断陸橋等、施設利用の向上及び津波等の災害からの避難路等の安全対策という形での横断陸橋につきましては、現在、広島県及びJR、それに坂町も入って基本計画を協議している段階でございます。これらJRとの基本協定ができれば、整備できる見込みでございます。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 続いて、ベイサイドビーチのことでございますが、現在ある駐車場は、年間を通じて有料、無料、夏場だけ有料となっておりますが、今現在、600円ぐらいですか。金額と、もう少し下げられないかというような提案をしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えします。

ベイサイドビーチの駐車場につきましては、施設を管理しております県が県条例によって決めておられます。一応、条例では7月、8月の時期だけ駐車料金を徴収するというになっておまして、これらの減額、ただ、身障者とかそういった部分での減額を受けるというのが県のホームページにも出ておりますので、そういった部分での使用料の減額はあろうと思っておりますが、原則的には県の条例で決められております。

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「生活道路の整備の取り組みは」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「生活道路の整備の取り組みは」で質問いたします。

平成27年度にスタートした地方創生、平成29年度の町長施政方針では、本年度は地方創生を前進させる年と位置づけ、均衡ある地域の発展のための事業を推進する

こととしておられます。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては四つの基本目標を掲げられておられますが、今の進捗状況は、基本目標の1、坂町への新しい人の流れをつくるための三世同居等の支援事業、空き家対策事業が先行し、基本目標4の、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するための生活道路の整備が出おけていると思いますが、今後の取り組みを伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「生活道路の整備の取り組みは」の件についてお答えをいたします。

坂町では、平成31年度を目標年次とする坂町第4次長期総合計画を策定し、その中の基本計画に地域を築く基盤づくりを位置づけ、県道坂小屋浦線の整備の進捗状況を考慮しながら必要な生活道路を計画的に確保するとともに、既存建築物の建てかえ時期に合わせて地権者などの協力を得ながら生活道路を整備していくことといたしております。

また、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するを基本目標の一つに位置づけ、その施策に生活道路の整備があり、幅員を4メートル以上とする町道整備率について具体的な目標値を掲げ、取り組んでいくこととしております。

町としましては、これまでこういった上位計画に沿って、都市再生整備計画事業及び都市防災総合推進事業により、浜田8号線、浜田9号線、森浜14号線及び西側2号線の延伸区間を整備し、拡幅では、県道へのアクセス道路となる大曲2号線の森浜橋、坂八幡宮付近の環状線取り付け道路、新張5号線、本手4号線、中村14号線など、幅員4メートル以上の道路整備を、議会はもとより、地権者、住民福祉協議会等地元関係者の御協力を得て順次進めてきたところであります。

本年度までの整備目標値に対し約8割の整備率となっており、ほぼ順調に進捗をしているものと考えております。

また、現在、社会資本道路整備交付金事業として坂東環状線の実施設計を実施しているとともに、空き家の利活用に合わせて、横浜西1丁目地区で3メートル道路を4メートルに拡幅するため関係者と協議を進めております。

引き続き、関係予算の確保に努め、着実な生活道路の整備を進めたいと考えており

ます。

議員の皆様の御支援及び関係者の方々のさらなる御理解と御協力をよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 私、この生活道路の整備についてなんですけど、31年度までの目標に対し答弁いただいたと思うんですけども、約8割の整備率ということ言われてます。これ、いい数字なんだけど、この整備率というのは、ほかのをいろいろと振り返ってみますと、一、二級の町道30路線を対象に幅員4メートル以上の町道の整備率を、26年度は55.8じゃけど、31年度には58%にするということ言うたってる。その差の2.2%の拡幅が、今、ここに言われる具体的な目標値を上げてということになるから、その分の8割なのかどうかを伺いたいんです。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員御指摘のように、26年から31年までの5カ年で2.2%の生活道の整備率を向上させる。これは言いますように、全ての町道ではなく、一、二級という形の中で指標をつくっております。

この指標において、5年間でいけば、年間約4.4%程度の向上ということで進めておる中で、今現在、2カ年の目標の中では約2.2%というのは0.9%、これらに対しての整備率、今、2カ年での数字が約8割進んでいるということで数字を整理しております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の質問は、2.2%の拡幅を目標としとるけん、その分の8割をいってるんかどうかい質問ですよ。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員言われる5カ年で2.2%中何%かという話でいけば若干数字は変わりますが、今、私どもが整理したのは、2カ年の目標値の中での8割でございます、今、2カ年で進んでおりますのは約4%程度という形にはなろうと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時00分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 西谷産業建設課長。

○産業建設課長 (西谷伸弘君) 今、言いますのは、最終年度ではなくて、今、目標をどう進めて、2カ年での目標値、これが年間で今の見込みで0.88%、この中で、今、進んでおりますのが0.72%ということでの8割ということで数字を整理させていただいております。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時01分)

(再開 午後 3時01分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 藤原技監。

○技監 (藤原博明君) 町長からお答えをさせていただいたとおり、本年度までの整備目標値に対して8割の整備率だということで、最終的な地方創生総合戦略上の最終年度の目標値ではありません。今年度までの2カ年たったこの現在において8割。順調にというふうに申し上げましたが、2割はやはり、若干、その目標値100%までは届きませんが、それに向けて最大限、引き続き、努力をしてまいり所存でございます。以上です。

○議長 (川本英輔議員) 柚木議員。

○7番 (柚木 喬議員) いろいろと答弁いただいて、計画している中身のことでちょっと確認なんですけども、いいことをいっぱい言われて、入ったら、都市再生計画事業、あるいは都市防災総合事業推進事業が出てきて、それで要は県道絡みの新設があるよ、これはちょっと私のほうには特に関係ないわけじゃないんじやけど、新設があるよ。それと新設に絡む県道絡みで取りつけ道路の拡幅があるよと。これは県道絡みの拡幅ということですよ、答弁の内容を見ましたら。それと、次に出てくるのが社会資本道路整備交付金事業で坂東環状線の新設があつて、一部それを活用して、横浜

西一部の空き家の活用の際の拡幅を予定していると。だから、私が一番知りたいのは、県道絡みを知りたいことは知りたいんじゃないけど、この辺を計算式に入れたら誰でもよくなるんです、この8割なんていうのは。だから、今の従来の生活道路をちょっといろいろと町全域いうんですか、みんなが活用する生活道路に係る話で数字を出さんと、ちょっとこれ、やってるよというようなことにはならないと思うんですが、見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 地方創生の目標値の中で具体的な数字を出す、これが生活道路の整備ということで、55.8%から58%で2.2%延ばすと。これの根拠につきましては、これまで23年から26年までのそういったトレンド、これらの2級町道の伸び率、及び、今、計画しております県道を骨格としたまちづくりにおいて、一、二級町道で4メートル以上になるところ、これらの具体的な数字を上げての2.2%でございますので、その2.2%の5年間の達成に向けて着実に事業を進めていくと言いましたのが、先ほど、町長が述べられたそれらの道路事業でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 結局、全ていろいろと各補助金、国、県のものを活用いただいて大いに結構なんじゃないけど、何か古い町道が置き去りにされているような感じがされて、ちょっとしょうがないと私は思うんですけど、町長にちょっと確認するんですが、実はこれは資料としてアンケートを読みますけど、坂町全員の強い要望がこの町道拡幅にあるんですよ。ちょっと二点ほど紹介しますと、平成27年7月に実施された今回の総合戦略策定のための基礎資料、いわゆる町民アンケートですね。この中で、坂町の住みにくい点の質問の中で、1位に道路交通機関の不便と答えた人が約63%と。これはバスとかなんかも入りますから、あくまでもそういう道路のことが大いにちょっと不便よというような人がおったということがありました。

それからもう一点が、実は28年5月26日に開催した議会報告会、この中にも、皆さん、町民の代表、町民の意見として、暮らしやすい生活道路が必要だということと、当然、空き家対策にも若者定住にも必須条件との意見がでたわけですよ。したがって、かなり強い要望なんですよ。だから、それで町長に伺うのは、従来のやり方がやはり市有地の寄附いうふうなことで拡幅されたような感じがあるんですけど

も、それを購入に切りかえて道路を拡幅するという方針に、私は前からそういうふう
に思うんですが、変えるべきだと思うんですが、町長はどういうふうに思われている
かどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどもどなたかの答弁でも申し上げましたとおりでありまし
て、町道に必要な個人の用地につきましては、平成28年度からは町のほうで買い取
らせていただく、そういうことにいたしておりまして、既にそういうことも一部の道
路事業では実施をいたしておるところであります。

○7番（柚木 喬議員） 以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は3時25分とさせていただきます。

（休憩 午後 3時07分）

（再開 午後 3時24分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第9号「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都
市圏形成に係る連携協約の変更の協議について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第9号「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都市圏形成に係
る連携協約の変更の協議について」御説明を申し上げます。

広島市と坂町は、平成28年3月に連携協約を締結し、同年4月1日から都市圏の
目指す将来像とその実現に向けて取り組む具体的な施策を開始をいたしました。圏域
内情報発信体制の構築など、圏域単位での共同実施、行政資源の相互利用などに取り
組み、行政サービスの効率化と利便性の向上が図られているところでございます。

このたび、新たに平成29年4月から、圏域内の高齢者が可能な限り住みなれた地
域で自立した日常生活を営めるよう、在宅医療相談支援窓口の運営など、地域包括ケ
アの推進に広島市及び安芸郡4町と連携して取り組むに当たり、連携協約を変更する

必要がございます。

本議案は、連携協約を変更するために行う協議につきまして、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、今月下旬に連携協約の変更の協議の上、連携協約の変更の締結を行う予定でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） このたび、地域包括ケアの推進が盛り込まれることになりましたが、在宅医療相談支援窓口の運営など、地域包括ケアの推進に取り組むとありまして、市の在宅医療相談支援の窓口で相談が受けられるようになると思いますが、これが、実際どのような相談が来られて、今後、どのような取り組みができるようになりますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムの中で在宅介護医療連携、これは入退院とか施設を退所されたときに、在宅生活に戻るためどのようにしていただいいか、在宅に帰ってからの医療機関との連携、介護サービスの利用、そういったところの調整をいたします。これにつきましては、広島市、安芸郡4町で広島県の安芸地区医師会のほうに委託を予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第9号「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第10号「坂町有住宅設置及び管理条例の制定について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「坂町有住宅設置及び管理条例の制定について」御説明を申し上げます。

この条例は、本町の中で人口減少が顕著な小屋浦地区において、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策である小屋浦地区の定住促進を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より買い取りした旧雇用促進住宅を子育て世代の転入を促すよう一部改修し、町有住宅として管理・運営するために必要な事項を定めるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 一つだけ条例でお聞かせください。

条例22条で、入所者は居住のみを目的として町有住宅を使用しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、当該町有住宅の一部を住宅以外の用途に使用することができる」と書いてありますが、ほかにどんなことを想定されているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） この書きぶりでございますが、特段の事例はないんですけれど

も、現在の坂町営住宅、それからもう一つの子育て住宅の書きぶりと基本的に合わせてございます。それは何を想定するかというのは、想定し切れてございませんが、その書きぶりをちょっと合わせるということで、現在は合わせた書きぶりにさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 想定はしてないんですが、ここに書いたということで、今、何も、居住のみとしているんですね。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 3時31分）

（再開 午後 3時34分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 説明がすみませんでした。

これは、住居だけではなくて、やはり何か事務所的な運営をする場合もありますが、そういったことをすると、隣近所に迷惑をかける場合もあります。やはり、皆さんが住居するために整えた住宅でございますので、次は町長が許す場合というのは何を想定しているかということになってこようかと思うんですけれども、例えば体の不自由な方が在宅で事務的な仕事のことをやらなくちゃいけない場合もあり得るかもしれない中で、そこに公益性があるというか、妥当性があると町長が認める案件においては、それを認めることで、体は不自由だけど収入をちゃんと得ていただかないといけないと、そういうことを想定して書かれた条項だと思いますので、今回、ちょっと説明がすみませんでした、そういうことで考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第10号「坂町有住宅設置及び管理条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第4 議案第11号「坂町循環バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第11号「坂町循環バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、財政負担の軽減と将来的な循環バスの継続運行につなげるため、坂町地域公共交通網形成計画に基づく循環バスの運行見直しによる運行経路の変更に伴う条例の一部を改正をいたすものでございます。

主な改正点は、運行経路の変更に伴う別表第1のバス停留所名の追加あるいは削除でございます。

なお、条例の施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

瀧野議員。

○9番(瀧野純敏議員) これは、条例で決めるんですけど、それからあと追加いうようなことは、今後、あるのか。試行の段階じゃないか思うんですけど、その辺を聞かせてください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時37分）

（再開 午後 3時38分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） お答えいたします。

4月1日から新たなルート、あるいは新たな新設した停留所もございます。こういった中で、6カ月間試行運行を行いまして、皆様方の利用者から、あるいは乗ってない方も含めて、新たに乘っていただきたいというのもありますので、そういった方々からアンケートをとって、やっぱりこの位置じゃなくてほかの停留所の位置のほうがいいよとか、そういうふうな話が出てまいります。これは試行運行だけではなくて、今後、ずっとそういうことを不断の努力で変えながら、改善しながら、いい、皆さんが乗りやすい循環バスにしていきたいと思います。

答えとしましては、そういった意味で、停留所の位置の変更だとか、こういうことはあり得ますので、この条例についてはまた改正があり得るものということでございます。

○9番（瀧野純敏議員） はい、わかりました。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 全協でも説明をお聞きしたんですが、再度、お聞きします。

この新設するバス停等ですが、どのような経緯で新設予定なのでしょうか。

それと、過去、住民ワークショップを開催されたんですが、それも反映されているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 全協でも御説明をさせていただきましたが、昨年度、循環バス検討委員会というものを立ち上げまして、3地区に分けて、小屋浦、それから坂、それから横浜地区に分けてワークショップ形式で、皆様方、20名ずつ集まっていたいて、どういったルートがいいのか、あるいはどういった停留所がいいのか。停留所

の話になりますと、とりわけ坂地区の上条まで入っていくということで、このあたりは停留所がたくさん新設されたわけでございます。その位置がどのように決まったかというのは、そのワークショップだとか循環バス検討委員会の中で皆様方にお諮りをして、さらに公安委員会、警察なんですけれども、交通安全上、その停留所の位置が危なくないかどうか、そういったことを検証しながら位置が決まったと、こういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第11号「坂町循環バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第12号「坂町特定個人情報保護条例の一部改正について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第12号「坂町特定個人情報保護条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律の改正に伴うもので、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報
の情報連携について、法定の情報連携に加えて、各市町村が条例で定める独自利用
事務の情報連携についても新たに定められたことに伴い改正をいたすものでございま
す。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第12号「坂町特定個人情報保護条例の一部  
改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改正について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改
正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、近年の少子高齢化の進展に伴い、育児や介護と仕事の両立を支

援するため、育児休業及び介護休暇制度について所要の改正が行われた国家公務員に準拠し、条例の一部を改正するものでございます。

育児休業につきましては、育児休業等に係る子の範囲を特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子等に拡大することといたしております。

介護休暇制度につきましては、現状では連続した6カ月以内での休暇取得となっておりますが、通算6カ月以内であれば、3回まで分割をして休暇が取得できるよう改正を行うものでございます。

また、新たに職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年の期間内において、1日につき2時間以下の範囲で勤務しないことを承認することができる改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第14号「坂町税条例等の一部改正につい

て」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第14号「坂町税条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日及び11月28日に公布されたことに伴い、坂町税条例等の一部を改正をいたすものでございます。

新旧対照表を用いて改正の主な内容について御説明を申し上げます。

坂町税条例の新旧対照表をごらんください。

第1条関係といたしまして、1ページの附則第7条の3の2につきましては、個人住民税における住宅ローン減税措置について、適用期限が2年延長されたことに伴い、規定を整備するものでございます。

次に、1ページから3ページの附則第16条につきましては、環境性能にすぐれた環境負荷の小さい軽自動車について、軽自動車税の税率を軽減する特例措置が1年延長されたことに伴い、規定を整備をするものでございます。

次に、4ページ以降の第2条から第4条関係につきましては、平成28年度税制改正において自動車取得税を廃止し、自動車取得税のグリーン化機能を維持、強化するため、三輪以上の軽自動車の取得時に燃費性能などに応じて課税する環境性能割を導入し、現行の軽自動車税は種別割として課税する地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第14号「坂町税条例等の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第15号「坂町介護保険条例の一部改正について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第15号「坂町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

介護保険料の段階の判定に関する基準につきまして、所得税、町民税及び国民健康保険税では、公共事業に対して土地を売却した場合の譲渡所得を課税対象としないこととする特別控除が適用されておりますが、介護保険料につきましては、これまで特別控除が適用されておりました。

このため、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年9月7日に公布され、税と同様に特別控除が適用されることとなりましたので、坂町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第15号「坂町介護保険条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第9 議案第16号「坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第16号「坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡4町のごみ処理手数料の均一化を図るもので、坂町においても同額のごみ処理手数料に改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第16号「坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第17号「坂町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第17号「坂町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

現在、坂町の旧市街地内の道路は住居が密集していることから、幅員が4メートル未満の狭隘な箇所が多く、車両と歩行者・自転車等との接触などの危険性から、通行の安全確保や消防・緊急車両等の救急活動にも支障が生じている状況でございます。

また、このような狭隘な箇所において、歩行者の安全を確保するため、車道幅に加え規定幅の歩道を設置することは、沿道に民家等が連担しており、住居移転を伴うことなどから、極めて困難なことが想定されます。

道路法に基づく道路構造令の解説と運用の規定には、路肩幅員について確保すべき最小値が示されており、道路事業者はその最小値を画一的に採用する傾向がございます。しかし、道路事業を行う沿道環境等はさまざまであり、画一的な道路構造はかえってその地域事情に見合わない場合もあります。

また、道路構造令の解説と運用における路肩の解説では、車道や歩道等に接続をして道路の主要構造部を保護する機能、故障車を車道から退避させ、事故と交通の混乱を防止する機能等さまざまな機能を有しており、歩道等を有しない道路にあっては、歩行者・自転車等の通行部分にもなると記載されています。

坂町では、この歩行者・自転車等の通行部分にもなる機能に着目し、歩道等を有しない道路において、規定されている最小値よりも路肩の幅員を住居移転が伴わない程度に広くすることにより、歩行者等の通行空間として確保できるようにするものであり、その事業の実行性や経済性において有効であると考えております。

以上を踏まえ、本町の道路事情に合った路肩の幅員に関する基準を設けるため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第17号「坂町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第18号「平成29年度坂町一般会計予算」、日程第12 議案第19号「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第13 議案第20号「平成29年度坂町下水道事業特別会計予算」、日程第14 議案第21号「平成29年度坂町介護保険事業特別会計予算」、日程第15 議案第22号「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の5議案を一括

議題とします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第11 議案第18号から、日程第15 議案第22号までを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第18号「平成29年度坂町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

国の平成29年度地方財政対策では、一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ安定的な財政運営を行うための一般財源については、昨年度を上回る額が確保されたものの、地方交付税の交付額自体は減額されています。

今後、地方自治体は、医療・介護等の社会保障経費が増加する中でも、人口減少対策や地方の活性化を目的とした地方版総合戦略を着実に実行していくことが求められるなど、重大な政策課題に直面する状況となっております。

本町の財政見通しといたしましては、収入においては、町税等の自主財源につきましては増収を見込んでおりますが、国税収入の減少により、地方交付税等、国からの交付金は大幅な減少が見込まれており、今後、さらに国や県からの収入が減少した場合、町の事業計画におくれが出るものと懸念をされております。

平成29年度予算では、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標数値を達成するための予算を盛り込み、地域の活性化に主眼を置いた予算編成を行い、対前年度比2.9%増の52億6,589万3千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比2.4%増の6億421万9千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、輸出関連企業の業績回復を見込み、対前年度比7.8%増の3億4,116万8千円を計上いたしました。

固定資産税では、対前年度比1.1%増の12億8,205万6千円を試算計上いたしました。

18ページの地方消費税交付金では、個人消費の伸び悩みを見込み、対前年度比10.7%減の2億5,534万8千円を試算計上いたし、19ページの地方交付税では、地方財政計画を勘案し、対前年度比11.8%減の6億5,300万円を試算計上いたしました。

21ページの使用料及び手数料、土木使用料では、町有住宅使用料3,663万円を計上いたしました。

24ページからの国庫補助金、土木費国庫補助金では、社会資本道路整備事業及び都市防災総合推進事業を計上いたしました。

26ページの県負担金、民生費県負担金では、子供のための教育・保育給付費を計上いたしました。

31ページの繰入金、基金繰入金では、三世代同居等住宅支援事業の財源として、まち・ひと・しごと創生基金繰入金2,700万円を計上いたしました。

36ページの町債では、臨時財政対策債、港湾整備債及び防災事業債を計上いたしました。このうち、臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

37ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

39ページからの総務費では、財産管理費で庁舎設備修繕関係経費等を計上いたし、45ページからの企画費では、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援、空き家改修支援等の費用を計上いたしました。

60ページの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

67ページからの児童福祉費、保育所費では、小屋浦みみょう保育園大規模改修に係る補助費等を計上いたしました。

70ページの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

79ページの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源リサイクルに係る経費を計上いたしました。

82ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

83ページの農林水産業費、農業総務費では、農地情報システム改修に係る経費を

計上いたしました。

86 ページの商工費、商工振興費では、中小企業融資預託金を計上いたしました。

89 ページの土木費、道路新設改良費では、社会資本道路整備事業及び都市防災総合推進事業を計上いたしました。

91 ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

93 ページの都市計画費、都市計画総務費では、交流施設改修及び小屋浦駅前広場整備に係る経費を計上いたしました。

94 ページの公共下水道費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしました。

97 ページの住宅費では、町有住宅の管理運営に係る経費を計上いたしました。

99 ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたし、

103 ページの防災事業費では、急傾斜地崩壊対策に係る経費を計上いたしました。

104 ページからの教育費では、子供たちがさらなる学力向上のため、主体的に学ぶ力を育み、また、部活動等の活性化を支援し、体力・技能の向上を目指すための教育環境を整備する予算を計上いたしました。

117 ページの幼稚園費では、幼稚園就園奨励費補助金を計上いたしました。

118 ページからの社会教育費では、心の豊かさや生きがいのための学習需要に応えるため、全ての世代が地域において生涯学習に取り組める環境を提供する予算を計上いたしました。

126 ページからの保健体育費では、海洋センター及び町民交流センターを拠点に町民の皆様の健康づくりと交流促進を図り、生涯を通じて健康で心豊かな生活を送るための事業を進めてまいります。

135 ページの公債費は、償還計画に基づき、試算計上いたしました。

以上で予算の概要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり、副町長、教育長、技監、担当部長、教育次長、担当課長からお答えをさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議案第19号「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成28年度の補助金及び医療費実績並びに国、県からの予算編成等の

通知に基づき試算を行い、対前年度比5.4%減の17億6,095万2千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページから12ページにかけての国民健康保険税の2億5,305万6千円は、一般被保険者分2億4,622万7千円、退職被保険者等分682万9千円の収入見込み額でございます。

13ページの国庫支出金、国庫負担金2億5,229万6千円、国庫補助金1億1,101万4千円、14ページの療養給付費交付金3,260万円、前期高齢者交付金5億2,480万5千円は、医療費の見込みに基づいて試算し、計上いたしました。

県支出金、県負担金1,841万1千円は、高額医療費共同事業と特定健康診査等に対する県負担分として、県補助金8,399万3千円は、医療費の見込みに基づいて試算し、計上いたしました。

15ページの共同事業交付金4億143万3千円は、高額医療費に対する国保連合会からの交付見込み額を計上いたしました。

16ページの繰入金、一般会計繰入金8,223万4千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

19ページの総務費、総務管理費750万7千円は、電算共同処理業務などの委託料651万6千円及び国保連合会への負担金54万7千円が主なものでございます。

20ページの徴税費134万2千円は、保険税賦課に要する費用と納付書郵送料が主なものでございます。

21ページの保険給付費、療養諸費9億9,468万円、22ページの高額療養費1億2,814万8千円は、平成28年度の医療費実績に基づいて試算し、計上いたしました。

23ページの出産育児諸費546万3千円、葬祭諸費50万円は、それぞれ見込み額を計上いたしました。

24ページの後期高齢者支援金等1億5,289万5千円、前期高齢者納付金等56万4千円、25ページの介護納付金5,205万8千円は、それぞれ見込み額を計上いたしました。

26 ページの共同事業拠出金4億143万7千円は、国保連合会からの通知により見込み額を計上いたしました。

27 ページの保健事業費491万2千円は、健康づくりのための講師謝金、後発医薬品差額通知の委託料及び糖尿病予防指導業務の負担金が主なものでございます。

特定健康診査等事業費692万8千円は、特定健康診査の委託料が主なものでございます。

28 ページの諸支出金、償還金及び還付加算金150万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

29 ページの予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第20号「平成29年度坂町下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本年度の予算は、歳入歳出それぞれ6億1,059万3千円とするものでございます。

初めに、11 ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

分担金及び負担金の下水道事業受益者負担金56万2千円、使用料及び手数料の公共下水道使用料2億7,800万円、一般会計繰入金2億2,166万9千円は、それぞれ試算の上、計上いたしました。

12 ページ、水洗便所設備資金貸付金元利収入44万6千円は、貸付金の償還金収入でございます。

13 ページ、事業債1億930万円は、付記説明のとおり、事業支出に伴い計上いたしました。

次に、14 ページからの歳出につきまして御説明を申し上げます。

総務費の一般管理費1億5,639万3千円のうち、需用費1,478万2千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電気料等でございます。

15 ページの役務費107万2千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電話料並びに下水道管渠維持費等でございます。

委託料1,888万3千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の管理委託費並びに使用料徴収業務委託費を計上いたしました。

また、工事請負費 2 5 0 万円は、下水道施設維持管理工事等を試算の上、計上いたしました。

負担金補助及び交付金 7, 8 6 7 万 1 千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり各協会への負担金等でございます。

貸付金 1 2 0 万円は、水洗便所設備資金貸付金でございます。

1 6 ページ、公課費 1, 7 0 9 万 2 千円は消費税でございます。

事業費の公共下水道整備費 3 4 5 万 8 千円のうち、工事請負費 3 0 0 万円は、汚水管渠工事費を試算の上、計上いたしました。

流域下水道整備費 9 5 7 万 8 千円は、太田川流域下水道整備事業の建設負担金でございます。

1 7 ページ、公債費 4 億 4, 0 6 6 万 4 千円は、起債借り入れ実績に基づき、試算の上、計上いたしました。

予備費につきましては 5 0 万円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第 2 1 号「平成 2 9 年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成 2 8 年度の保険給付費などの実績見込み額に基づき試算を行い、対前年度比 1. 9 % 減の 1 2 億 2 7 3 万 7 千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

1 1 ページの保険料、介護保険料 2 億 6, 0 9 3 万 1 千円は、第 1 号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、1 2 ページの国庫支出金、国庫負担金 2 億 6 3 6 万 4 千円、国庫補助金 7, 1 1 2 万 6 千円、1 3 ページの支払基金交付金 3 億 2, 2 7 1 万 2 千円、県支出金、県負担金 1 億 6, 1 4 7 万 7 千円及び県補助金 9 6 1 万円は、保険給付費見込み額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

1 4 ページの繰入金、一般会計繰入金 1 億 6, 6 8 2 万 8 千円は、介護給付費繰入金、その他繰入金、地域支援事業繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金をそれぞれ試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページの総務費、一般管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,258万6千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対する居宅及び施設等のサービス給付費10億2,050万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者の健康状態の維持または改善を目的とした給付費5,020万円を計上いたしました。

その他諸費100万円は、国保連合会へのレセプト審査手数料として計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費1,601万円は、施設等の利用負担金が一定の上限額を超えた方に支給するもので、高額医療合算介護サービス等費101万円は、医療保険及び介護保険の両制度における自己負担の合計額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた方に支給するものでございます。

21ページの特定入所者介護サービス費4,310万円は、低所得者の方の施設利用料を軽減するための費用でございます。

22ページの地域支援事業費は、介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、介護予防・生活支援サービス事業費として1,200万円、一般介護予防事業費867万8千円をそれぞれ試算し、計上いたしました。

23ページの包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター等の委託事業経費として3,599万6千円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第22号「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上したもので、対前年度比0.2%増の1億6,358万7千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

9ページの後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料8,973万円及び普通徴収保険料3,944万1千円は、後期高齢者の方から納めていただいております保険料を

広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金103万3千円は、保険料の徴収に係る経費の財源として計上し、保険基盤安定繰入金3,316万2千円は、低所得者の方に対する軽減措置分の財源として計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの総務費、徴収費55万3千円は、保険料徴収に係る事務経費として計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金1億6,233万3千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議案第18号から議案第22号までの議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除き委員定数を11人とする平成29年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本件は平成29年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成29年度予算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私を除く、1番光岡議員、2番末吉議員、3番岡本議員、4番中川議員、5番主枝議員、6番奥村議員、7番柚木議員、8番三登議員、9番瀧野議員、10番中議員、11番大田議員の11名を指名します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

平成29年度予算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告をしてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時25分）

（再開 午後 4時25分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に大田議員、副委員長に瀧野議員が選任されました。よろしくお願いをいたします。

お諮りします。

平成29年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第46条第1項の規定により、審査期限を3月10日午前11時までとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

平成29年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第46条第1項の規定により、審査期限を3月10日午前11時までとすることに決しました。

お諮りします。

平成29年度予算審査特別委員会の審査の間、本議会は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本議会は3月8日、3月9日の2日間は休会とすることに決定しました。

本日は、これをもって散会とします。

再開は、3月10日午後1時を予定しております。

お疲れさまでございました。

○議会事務局長（中村政愛君） 皆様、御起立ください。

（起立）

○議会事務局長（中村政愛君） 互礼。

（散会 午後4時27分）